

建設委員会会議録

1 開会年月日

令和7年6月17日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	名 取 顕 一
副委員長	小 林 れい子
理 事	ほかり 吉 紀
理 事	依 田 翼
理 事	豪 一
理 事	宮 本 伸 一
理 事	品 田 ひでこ

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

議 長	白 石 英 行
副 議 長	田 中 香 澄

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
川 崎 慎一郎	企画課長

菊池 日彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横山 尚人	広報戦略課長
畑中 貴史	総務課長
真下 聡	都市計画課長
前田 直哉	地域整備課長
村田 博章	住環境課長
川西 宏幸	建築指導課長
橋本 淳一	管理課長
村岡 健市	道路課長
高橋 彬	みどり公園課長
武藤 充輝	環境政策課長
有坂 和彦	リサイクル清掃課長
石川 浩司	文京清掃事務所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	小松崎 哲 生
係 員	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第3号 文京区景観づくり条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第4号 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例
- 3) 議案第5号 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第10号 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
- 1) 請願受理第11号 「本郷三丁目40」のマンション計画についての請願

(3) 理事者報告

- 1) 文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の改正について

- 2) 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（案）について
 - 3) 一時利用制自転車駐車場の設置について
 - 4) 文京区みどりの基本計画中間評価について
 - 5) 文京区環境基本計画の改定について
 - 6) 小型充電式電池の窓口回収事業及びプラスチック分別回収事業の取組状況について
- (4) 一般質問
- (5) その他
-

午前 10時00分 開会

○名取委員長 おはようございます。ただいまより、建設委員会を開会したいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員は全員御出席です。

理事者につきましては、関係理事者に御出席をお願いしております。

○名取委員長 理事会についてです。

理事会についてですが、必要に応じ協議し開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 次に、本日の委員会運営についてであります。

協議事項1件、請願紹介議員の委員会出席の申入れについて、付託議案審査3件、付託請願審査2件、理事者報告6件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁等は簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員・理事者ともに、資料はデータのページ数字を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○名取委員長 それでは、協議事項に入ります。

請願紹介議員の委員会出席の申入れについてであります。

請願受理第11号について、請願の紹介議員である日本共産党、関川けさ子議員より、文京区議会会議規則第85条に基づき、委員会に出席し、説明したい旨の申出がありました。つきましては、これを了承する旨をお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、申出のとおり、申出書のとおり、関川議員の委員会出席について承認することといたします。

なお、いずれも、請願審査の冒頭に、関川議員から1分程度の説明を行い、また、必要に応じ質疑においても説明をしていただくことといたします。

○名取委員長 それでは、付託議案審査3件に入ります。

まず、初めに、議案第3号、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 おはようございます。ただいま議題とされました議案第3号、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案集はデータ13ページとなりますが、委員会資料第1号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、文京区景観計画見直しをはじめとする景観づくりに関する審議会等において、一層の区民参画を推進し、また、効率的な運営を図るため、文京区景観づくり審議会の組織を見直すものです。

内容といたしましては、1点目は、文京区景観づくり審議会委員について、区職員の任命に関する部分を削除するものでございます。

2点目は、小委員会の設置等に関する条文を追加するものでございます。

付則は施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、御質疑のある方。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。文京区のよりよい景観づくりのための今回の条例改正ということですが、二つの変更がありまして、一つは区職員の方を外すということで、これがなぜ外されるのかお伺いしたいと思います。

また、小委員会を設置していくということですが、想定されているメンバー、どのような

方々なのかお伺いしたいのと、また、審議会から小委員会にどのような調査・審議を指示する想定なのかをお伺いしたいと思います。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、委員構成を見直す理由でございますけれども、当初、区職員が委員として参加していたところでございます。この条例、景観に関する審議を始めたのは平成10年、11年頃から行っているところでございますが、その当時、景観行政に取り組み始めた当時ですね、新しい取組でありました。その当時は、まだ景観に関する認識ですとか、そういったところが区民の皆様に広く周知しているところというところは、ちょっとまだ不透明なところもございましたので、区職員が審議に加わって、一定、役割を果たしていたところでございます。現在は、その景観行政を開始してから20年以上経過しまして、広く社会に景観づくりの意識といったものが浸透して一般的になったと考えられます。それで、より区民の皆様、それから民間等の多様な意見をいただきながら審議を進めたいというところで、委員の構成を見直した次第でございます。

それから、小委員会につきまして、想定しているメンバーというところでございますけれども、想定は学識経験者の方、それから景観アドバイザーの方、それから景観等、関連する民間の団体から招聘して、10名以内の構成を考えてございます。

それから、こういった内容の審議をする予定かというところは、審議会委員長から下命を受けるとい形になりますけれども、現在のところは、今年、来年と景観計画の改定を予定しておりますので、その審議を行っていく予定でございます。

○名取委員長 よろしいですか。

ほかには。

品田委員。

○品田委員 要望という形でお願いしたいんですが、現在は部会が、今度、小委員会ということで、これまだメンバー決まっていないということでございますが、ぜひですね、前にどこかの場面でお話しした、私のうちにはデジタルサイネージというんですね、電子看板とか、そういうのでちょっと被害を被って個人的にもおりますし、また、ヨーロッパの町並みのように、やっぱり広告塔みたいのがあって、すっきり広告すべきところは広告を、まちの中にあっちこっちですね、文京区は新宿のような繁華街がないので、そんな強烈なやつはないというふうには思いますけども、ぜひ屋外広告の審議も含めて景観についても審議していただけるように要望しておきます。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 今回の景観計画の改定に際しましては、委員おっしゃるとおり、屋外広告に関しましても、そのガイドライン、作成してからもう時間がたっておりまして、新たにデジタルサイネージですとか、あとはプロジェクションマッピングといった、そういったところの基準というものを考えていかなければいけないのではないかとということも検討していきたいというふうに考えております。

○名取委員長 よろしいですか。

豪一委員。

○豪一委員 今の村田課長の答弁で、プロジェクションマッピングのある程度のこう、何ですか、規定だとかをあらかじめつくるって言ったんだけど、あんまりそれって夢がないのと、今、思ったんで、とっさ的にちょっと質問したんだけど、プロジェクションマッピングって、やっぱり即席で大きなビル、例えば、じゃあ、東京ドームホテル一面にやっちゃいけないみたいなルールをつくれちゃうと、何も面白みがなくなるから、やっぱりそういうところは遊びというか、少しやっぱり、例えば神社を全部、神社の本殿をプロジェクションマッピングするとか、その辺はやっぱり柔軟に対応していただきたいというふうに思うので、一言、意見として言わせていただきます。

それと、委員なんですけれど、学識と景観アドバイザーと言いましたけども、やはり都市計画審議会のときも言ったんですけど、やっぱり地域の声だとかそういったものが、例えば湯島のまちづくりする、天満宮もあれば繁華街もあると。地域の声を見殺しして、学識経験者と景観アドバイザーだけでやっている、やっぱりそこにギャップが出ちゃうと思うので、その辺も慎重にやっていただきたいと思います。それも意見です。

以上です。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、デジタルサイネージ、プロジェクションマッピングについてですけども、委員おっしゃるように、プロジェクションマッピング、例えばイベントなんかで建物全面をやるようなところ、そういった遊びの部分の基準と、また、もうあくまで広告として、例えば壁だとか、もう毎日同じところにずっと出すような、そういった広告に対して基準、そういったものの違いは確かにあるかなと思いますので、そういったところも踏まえて小委員会のほうで検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、地域の声につきましてですが、小委員会につきましては、学識経験、それから

景観アドバイザーといった学識系のメンバーのほかにも、現状、想定しているところで、建築士協会さんですとか、屋外広告協会さん、そういったところからの民間の知見も取り入れたいというふうに考えております。その小委員会で検討したたたき台を、その上位団体、上部団体である審議会のほうで、こちらのほうは区議会議員さんですとか、あとは公募の区民さん、そういった方々の委員の参加もございますので、そういったところで広く意見を集約していきたいと考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

自民党さん。

○豪一委員 自民党、議案第3号、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例ですね。公平性の高い小委員会の運営に期待したいと思います。賛成です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 第3号、賛成をいたします。先ほど述べたように、いろいろと注意しながらやってください。お願いします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今回の改定について、趣旨、趣旨をしっかりと理解できましたので、公明党、議案3号に賛成です。先ほど屋外広告の話が出ていましたけども、以前もこの委員会で要望しましたけども、最近、LEDになって、非常に明るくなってきていまして、住居地域にあるコインパークのLEDみたいなものが非常にまぶし過ぎるというような、こんなお声もありますけども、現在ではなかなか規制し切れない状況でもありますので、そういった点についてもしっかりと議論をして、次の景観計画の改定につなげて盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 これまで専門家の視点が重要視されてきたと、面があった景観行政なんですけども、その長年のね、関係者の皆様の努力の末、この区職員の委員が不要となるまで区民の意識に根づいてきたというところだろうなというふうに思っております。文京区議会都民ファーストの会、議案第3号、賛成いたします。

○名取委員長 市民さん。

○ほかり委員 市民フォーラムのほかりになりました。よろしくお願いします。

市民フォーラム、議案第3号、賛成いたします。広告等に関しては、豪一委員、品田委員

おっしゃったように、区民の方の意見、幅広く取り入れていただくようにということだけ申し添えさせていただきます。

以上です。

○名取委員長 希望のまちさん。

○小林副委員長 議案第3号につきまして、希望のまちは賛成いたします。今回設置される小委員会で、デジタルサイネージ等の基準設置、屋外広告物景観ガイドライン見直しなどが検討されると伺っております。これまでも要望してきたとおり、学識等の専門の委員の方で構成される小委員会での報告を審議会は追認するだけの形にならないよう、また、公募区民の方たちにも事前の情報提供をしっかりと行って、充実した審議をしていただきたいということ。若者や子どもたちの意見も反映できるように、フィールドワークなど、他区のよい先行事例なども取り入れて、区でも景観計画の見直しを進めていただくようお願いいたします。

○名取委員長 それでは、議案第3号につきまして、審査結果を報告いたします。

賛成6、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決めます。

それでは、続きまして、議案第4号、文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例です。

こちらは、報告事項2、文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（案）についてがこの議案に関連するため、先にその報告を受けることとし、その後、議案第4号の提案理由の説明を受け、一括して質疑を行うことといたします。

それでは、報告事項2の説明をお願いします。

川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 それでは、資料第3号、文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（案）について説明いたします。

1番の趣旨でございます。本促進計画につきましては、計画の素案等のパブコメで寄せられた意見や庁内での検討を踏まえ、このたび、計画の案等を作成いたしましたので、報告するものでございます。

2、促進計画（素案）等に関する意見、別紙1でございますが、促進計画の素案等に関するパブリックコメントの意見について説明いたします。P2ページ、別紙1を御覧ください。横長の資料でございます。

3名の方から6件の御意見いただきました。建築基準法の容積率の緩和に対する質問や、太陽光発電を設置し、特例の許可を受ける際の取扱いについての意見、また質問が寄せられ

たというところがございます。また、再生可能エネルギーの設置の促進のために、情報提供や周知啓発を行うような意見、これが出されたというところがございます。これらの意見に対して、区の考え方として、建築基準法と許可、取扱い基準との関係やその解釈を解説、説明したところがございます。また、引き続き、再生可能エネルギー利用、利用設備の設置を推進していく旨、こちらを記載しているというところがございます。

次に、促進計画（案）及び許可取扱基準（案）について御説明申し上げます。

まず、促進計画（案）についてでございますが、別紙2の4ページから31ページまでとなります。

前回報告いたしました素案からの内容については変更はございませんが、建築物省エネ法改正による条ずれの部分の修正をしております。こちらは、P12ページの表1というところで御覧ください。こちらの条文の条番号のほうが変わっているというところがございます。

また、区の関連施設、施策等は、令和7年のものに変えているというところがございます。こちら、P29ページを御覧ください。P29ページ、30ページに、文京区における設置促進策というところで、令和7年のものにアップデートしているというところがございます。

次に、取扱い基準、許可取扱基準（案）についてでございますが、こちらは別紙3、32ページから35ページを御覧ください。

前回報告しました素案からの内容については大きな変更等はございませんが、パブコメ等の意見を踏まえまして、分かりやすい表現・表記に修正をしているというところがございます。また、この許可取扱基準（案）につきましては、再エネ設備設置に係る建築基準法の緩和となる設備の種類や、ほかの規定を受ける場合の取扱いのほか、ソーラーカーポート等を設置する場合の共通基準、また、延べ、延べ床面積の緩和や建築面積の緩和、第一種低層地域や高度地区における高さの緩和における対象部分と、その緩和の上限及び緩和の条件を記載しているというところがございます。

4の今後の予定でございます。この後、促進計画と許可取扱基準は公表いたすというところがございます。この後、説明します説明義務条例につきましては、公布いたしますが、施行は、周知期間を設けることから、令和8年4月1日を施行期日としているというところがございます。

続きまして、促進計画の12ページを御覧ください。12ページ、1－2、促進計画の策定により促進区域内で適用される措置というところの(3)でございます。建築士から建築主への説明義務というところがございます。こちら、建築士から建築主への説明について説明いた

します。その説明義務の対象となる建築物の用途及び建築物の規模を条例で定めることとされているというところでございます。その条例が、議案集のP15ページの議案第4号の文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例でございます。

それでは、議案集第4号、15ページを御覧ください。前回報告しました条例の骨子案から内容について大きな変更はまたございません。条例の形式にした上で文言の整理を行ったところでございます。

それでは、それぞれの条文について説明したいと思います。

第1条につきましては、省エネ法第63条の1項の規定と記載しております。こちらのほうは、再エネ利用設備に関する建築士から建築主に対しての説明が必要な建築物の用途と規模を条例で定めることを規定しているという条文でございます。

次に、第2条、建築士が説明を要する建築物の用途について規定しており、こちらの法20条第2号につきましては、文化財保護法等により指定された建築物、次の法20条第3号につきましては、仮設建築物、こちらを想定しており、これらの建築物につきましては、説明義務の対象ではないということを条例で定めているというところでございます。

続きまして、第3条でございます。建築士が説明を要する建築物の規模につきましては、床面積の合計が10平米を超える建築物としているというところでございます。10平米以下の建築物につきましては、説明を義務として要しないというところとなっております。

最後に、本条例は、議決後、公布いたしますが、施行期日につきましては、周知期間を置いたということになりますので、令和8年4月1日から施行するというところでございます。また、文京区内において再生可能エネルギー利用促進区域は区内全域、こちらを指定しているというところでございます。本条例により規定する用途と規模の建築物について、令和8年4月1日より、建築士から建築主への再生可能エネルギー利用設備に関する説明を求めるというところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○名取委員長 次に、議案第4号の提案理由の説明をお願いいたします。

鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 ただいま議題とされました議案第4号、文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例につきまして御説明申し上げます。議案集データの15ページとなりますが、委員会資料第

3号の12ページを御覧ください。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第63条第1項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるため、条例を制定するものでございます。

付則は施行期日を定めるもので、令和8年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、御質疑のある方。

品田委員。

○品田委員 この計画については、昨年の9月から委員会でも質疑をさせていただいたり議論させていただきました。9月のときは、文京区を含めて6区ぐらい、もうこの計画についてスタートし、太陽光パネルの設置から処分までいろいろと推進していくというお話でした。11月に入って、去年11月に太陽光パネルの発電のシステムの設置を推進するために、特例許可を設けて、業者のもちろん説明をして、設置条件の緩和をして、今まで設置できなかったところも設置できるように進めて、太陽光、ごめんなさい、太陽光発電を進めるし、また、いろいろ助成事業も始めるということで、だんだん整備されてというところはきちっと理解をしています。

今回、この条例というか、特に計画の別紙の2のほうですね、読んだんですけど、素人というか一般の人にはなかなか分かりにくい、業者向けというか、ちょっと御説明いただいた部分もあるんですけども、ちょっと特に気になったのは、東京都が、何ページでしたっけね、8から9ですかね、東京都が今度は脱炭素化に向けた動向がまた少し変わってきて、推進するんだというお話だったんで、ちょっとそこをもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

私のマンションから見ると、南側の結構どんどん一軒家が、改装して、改築して建つと、もう結構8軒ぐらい、ちょっと数えたんですか、10軒まではない、七、八軒もう太陽光発電をやっている、ああ、進んでいる、見るたんびに進んでいるなというふうに思って、とてもいいことだというふうに思っているんですけど、なかなかその建築主から、あ、ごめんなさい、建築士から建築主に説明を義務化するわけですけど、専門的なことで説明をされると、何かそれをやらなくちゃいけないのか、あと何か追加料金がかかるのかとか、いろいろ心配してしまう、普通の一般の人は思うので、もうちょっと簡単なパンフレットみたいなものを

ぜひつくっていただいて、説明の義務化と、こういうことを進めているんだよというような、あと、こういう補助事業もありますよ、お金かからないようにして再生可能エネルギーの促進を図るんですよって、こう一般区民も分かるような形で、のものがあつたほうがいいのかというふうに思ったので、その二つお願いします。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 この促進計画につきましては、御指摘のように、多少専門的な用語とか難しい表現とかがあるというところは理解しているところでございます。また、この条例に当たりましては、建築士から建築主へと説明するというところで、委員御懸念のように、理解が十分得られないということも考えられますので、我々のほうも、今後のところではありますが、このリーフレットというところで、説明義務制度についてというものをつくって、それを建築士さんにはお渡しをして、これを使って建築主さんに説明していただくということを考えているというところでございます。この内容につきましては、実際に説明される建築士関係の方、3団体も含めて、意見交換をして、より分かりやすい説明しやすいものにしようというところで考えているというところでございますので、リーフレットの作成については、この4月1日までは作成してホームページにアップするとともに、関係する団体の方には情報提供したいというふうに考えているというところでございます。

また、東京都の施策につきましてですが、東京都も、御案内のように、太陽光パネル等、再生可能エネルギーの努力義務というところで推進しているというところでございます。令和7年ですね、今年の4月からは、建築物の環境報告書制度という制度を設けて、年間の供給量が2万平米を超える事業者、これは大手の住宅メーカー約50社になるんですが、こちらのほうに一定度の太陽光パネルを自社の製品の中でつけていくということを義務化しているというところでございます。こちらによって、都内で年間新築件数の約半分ぐらいは網羅できるんじゃないかというふうに考えているというところでございますので、東京都の施策も含めて、建築基準法の使いやすさも含めて、我々周知していくことによって、太陽光パネル、再生可能エネルギー利用設置を促進していくというところは文京区も同じ考えでいるというところでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

ほかには。

それでは、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、一つ目に、令和6年11月議会での素案の報告の際、関係する建築士団

体や不動産協会、また、建築審査会への意見聴取及び周知を行うということでしたけれども、寄せられた意見はどのようなものがあつたのか、また、今回の計画案、それほど変わっていない、先ほど条ずれだけみたいなことをおっしゃられていたんですけども、反映はあつたのかどうか確認させてください。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 こちらのほうは建築3団体のほうには情報提供しているというところがございます。また、具体的には、これから意見が寄せられると思いますが、先ほど言いましたリーフレットの作成も含めて、より分かりやすいものにしていくというところと考えているというところがございます。

それと、建築審査会の情報提供でございますが、これは許可をするときに建築審査会に通過というところもありますので、この案、素案の段階で、一度、情報提供して、今度6月にこの案が通った場合は、情報提供して周知を図っていくとともに、周辺区にも同じように理解していただくということは考えているというところでございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、パブリックコメントを読むと、実際に許可を求める建築士と思われる方たちの特例許可基準について疑問や意見があることがうかがえますし、説明後に実際に補助金を活用しながら建築主に利用促進させられる段階にある建築士、事業者ばかりでは現状ないと思われます。まだ住宅のラインナップに太陽光パネル設置を標準化していない事業者も多くて、たとえ注文住宅であっても、特にこれまでの量産の標準仕様で価格を抑えようとしている場合、太陽光発電のようなオプションが自由につけられないケースも多々考えられます。

（「自分のことを……」と言う人あり）

○小林副委員長 申し訳ない。我が家の場合では、屋上に太陽光パネルの重さが加わることで、構造計算からやり直しになるということで、施工主の責任で負担増になってもやるかどうかを迫られています。また、売電はできても、集合住宅各戸の電気としては使えないという設計上の問題もありました。現状、このようにできない説明ばかりを受けているんですけども、施行までに周知期間を設けるとのことですが、この間に建築士や事業者の意識が変わっていつてくれるのか、前向きに建築、施工主のほうはやる気があるけれども、建築主のほうにまだやる気がない場合がちょっと私のケースではあつたんですけども、前向きになってくれるのかどうか。区の見通しというかお考えを伺います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 こちらの周知につきましては、今まで既存建築物に関しては許可制度とか緩和制度というのがあったんですけども、今まで新築に関してはなかったというところでございまして、新築について許可制度をつくるためには、この計画をつくって、条例で定めることが必須であるということとということで、一部混乱しているとか理解が進まないところがあるというふうには考えているんですけども、都内でもほぼ半分ぐらいの区がこの計画策定に携わっている、スタートしているというところもありますので、東京都も含めて周知啓発をして、設置促進に向けて進めていくというところかなというところでございます。

また、従来の例えば木造二階建てというところでは、構造計算のところが建築確認の中で確認するということはなかったんですけども、令和7年4月1日の法改正で、木造の二階建てに関しても、この太陽光パネル等も設置するということも考慮されてだとは思いますが、構造計算も建築確認が必要ということになりましたので、さらに二階建ての木造住宅に関しても太陽光パネルの設置が促進されるのかなというところは、建築基準法の法改正も含めて、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えているというところでございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 施行まで、来年度になる、だったと思いますけれども、ぜひ前向きに進めていけるように、周知のほうもよろしく願いいたします。

続きまして、パブコメから二つ質問したいんですけども、御意見1のエコキュートについて計画案にないんですけども、建築士の方が義務を負っている説明する内容は、太陽光発電に限られるということでしょうか。これは区民の立場に立てば、エコキュートなどの省エネや再エネの利用促進もできるように、業者の方が補助金の申請も手伝ってくれたりした上で施工までやってくれるのが望ましいのですけれども、いかがでしょうか。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 すいません、ちょっと先ほどの補足なんですけども、令和8年4月1日というのは、説明する義務というのが条例で義務化されるというところでございます。また、こちらの緩和のほうは、この議会で承認された後、施行されるというところになりますので、この緩和はもうすぐに適用されるというところでございます。

あと、省エネに関しては、今、建築基準法上で全ての建築物については義務化されているというところでございます。また、この説明の中で、区の間組の中で、省エネとか新エネとかというところの説明はしていただくことにしているというふうに考えておりますので、省

エネ、新エネ、再エネにかかわらず設置していただいて、環境に優しいというところの建築物というところの取組を進めていっているというところでございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。

次に、御意見2にあるように、今後は既存建物への太陽光設備の追加設置が重要となってくると私も思います。今、都と区の補助金を併せて活用して、太陽光発電取り入れてみたいわという方も区民の中でもたくさん出てきました。しかし、ネットで出回っている広告の業者は本当に大丈夫とか、飛び込みで営業の方がこられて見積りを見せられたが、金額が妥当なのか分からないなどの相談を受けております。今、高齢者の方たちの中で、屋根が壊れていますよと言ってくる詐欺もありますから、高齢者の方はなかなか手が出ません。情報収集が苦手な高齢者の方でも取り入れられるように、区や地域活動センターなどにワンストップの相談窓口を設置して対応したり、業者による周知とか相談会イベントの実施を行うなど、工夫すべきと考えますが、区のお考えを伺います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 この新しい制度が生まれると様々な業者さんが入ってくるというところで、耐震を促進していたときもそういうケースがあったというところでございます。それらに関しては、個別に説明会等をするとともに、個別に窓口に来ていただいて、御意見なり、そういう状況をお聞きするという事で対応していたというところでございます。また、具体的にはどういうことができるかというのはこれからのところでございますが、そういう取組を含めて、安心して設置していただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、議案第4号の態度表明に入ります。

市民さん。

○ほかり委員 市民フォーラムは、議案第4号、賛成いたします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 今回の議案は、建築物省エネ法に基づいて再エネ促進区域内において建築士が建築主に対して再エネ利用設備に関する説明義務を課すに当たっての建物の用途とか規模とかを定めるものだというふうに理解しております。区内全域が建築物再生可能エネルギーの利用促進区域になっておりますし、ほとんどの用途の建物が対象となると。面積基準とかも含

めてかなり多くの建物を網羅することになるということで、基準に違和感はないというふう
に思っております。文京区議会都民ファーストの会は、この議案第4号に賛成いたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 昨年9月、11月定例議会からも説明をしていただけてきてまして、本当にちょっと
難しい内容で、国の動きがあり、そして都の動きもあり、そして区の動きもあり、既存の建
物、新築の建物、様々なちょっと難しい内容だったんですけども、非常に丁寧に説明をして
いただいて、理解をしていくことができました。また、今回のパブリックコメントも丁寧に
回答いただいているものと思います。気候変動への対応や脱炭素社会を目指した取組として、
また、エネルギー安全保障の意味からも、再エネ利用促進は大変に重要な取組と理解してい
ます。今回は促進計画の策定、そして条例の制定、特例許可基準の制定とセットでつくって
いただきました。先行自治体として大変に御苦勞もあったかと思いますが、ありがとうございます。
今後は事業者の皆様、区民の皆様への周知も丁寧に実施していただきたいと思います。
公明党は、議案4号に賛成です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 いろいろ改善もお願いしたので、パンフレット含めて、よろしくお願いします。

第4号ですけども、国も都も脱炭素社会に向けていろいろ取組を進めているので、区と三位
一体というのか、自治体としてもしっかりと再生可能エネルギーの利用促進のために、いろ
んな制度も補助金も助成も含めてぜひ努力していただいて、文京区としても頑張っていって
いただきたいということも含めて、賛成をいたします。

○名取委員長 自民党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案第4号賛成です。脱炭素社会の実現に向けた省エネ適合の拡大
や、4月1日に改正された建築基準法の構造関係規定合理化ということで、より秩序があり
環境にやさしいまちづくりを目指していただきたいと思います。

○名取委員長 それでは、希望のまちさん。

○小林副委員長 2025年4月から新築住宅等への太陽光パネルの設置を義務づけるとの新たな
制度も始まりました。区でも2050年、ゼロカーボンシティに向けて再生可能エネルギーの
利用促進を進めていただきたいという立場から、議案第4号、希望のまちは賛成いたします。

○名取委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第4号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決めます。

それでは、続きまして、議案第5号、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例です。

こちらは、報告事項3、一時利用制自転車駐車場の設置についてがこの議案に関連するため、その報告を、先にその報告を受けることとし、その後、議案第5号の提案理由説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項3の説明をお願いいたします。

橋本管理課長。

○橋本管理課長 資料第4号に基づき、御報告いたします。

1、概要は、湯島駅周辺に新たに一時利用制の自転車駐車場を設置するものです。

2、名称等は、湯島自転車駐車場とし、台数は26台とします。場所は、位置図に示すとおり、天神下交差点付近の春日通りの歩道の一部を利用します。

2ページの概要図を御覧ください。歩道に沿って一列に設置するものとなります。

なお、湯島駅付近には、従来から定期利用制自転車駐車場を設置しておりますが、春日通りの拡幅工事に伴って、位置図に示す場所に移動し、20台分を仮設しております。これについて、一時利用制と併せてラック等を整備いたします。右側が定期利用制、左側が一時利用制となります。

1ページにお戻りください。

3、運用開始は、11月1日を予定しております。

4、使用料は、区の他の駐輪場と同じで、2時間以内は無料、その後、10時間ごとに100円となります。

5、今後の予定として、8月以降に整備を行い、11月1日から運用開始としております。

御報告は以上でございます。

○名取委員長 それでは、議案第5号の提案理由の説明をお願いいたします。

小野土木部長。

○小野土木部長 ただいま議題となりました議案第5号について御説明申し上げます。議案集の17ページを御覧ください。

本案は、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例で、湯島自転車駐車場の定期利用制の位置を変更し、一時利用制を新設するものでございます。定期利用制の位置変更につきましては、条例第3条の別表第1の2の表、湯島自転車駐車場の項の住所、東京都文京区湯島四丁目六番先から東京都文京区湯島三丁目四十七番先に改めるものでございます。また、一時利用制の名称及び位置につきましては、議案集17ページのとおりとし、同条別表第1の

1の表、本郷三丁目自転車駐車場の項の次に、湯島自転車駐車場を加えるものでございます。

施行期日は、令和7年11月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、御質疑のある方。

品田委員。

○品田委員 この湯島のところの件は別に異論ないんですが、ちょっと状況を聞きたいんですけども、2時間以内は無料で、2時間を超えたら10時間ごとに100円という、この春日、丸ノ内線の各所あるというふうに思っているんですが、働き方が少しずつ変わって、コロナ以降変わってきて、定期利用をしなくても、これで100円払えばいいんじゃないかって思っている方が、多分、多くなったんじゃないかなというふうに思っていて、もう100円払うことを前提に一時利用を利用する方が多いかなという予想なんですけど、現状どうでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 一時利用制の自転車駐車場の利用実績を見てみますと、2時間以内の利用にとどまる無料で使われている方もいらっしゃるけど、有料で使う方も、2時間を超えて使う方もいらっしゃるけど、割合としては、2時間を超えて利用する方のほうが多くなっております。そういった方は通勤・通学などの目的で使われているとも考えられますので、そういった利用の実態というふうに今は受け止めております。

（「増えてますかって、2時間超える……」という人あり）

○名取委員長 一時利用者の利用の実績が増えているかどうかということです。

（「2時間超えのね」という人あり）

○橋本管理課長 大変失礼しました。2時間超えて利用されている方はいらっしゃいます一方で、定期利用制も区としては整備しているわけですが、そちらのほうは年1回の一斉募集に際しましては、応募の状況というのは、募集台数に対して全体としては下回るようなこともございますので、そこから考えますと、一時利用制をうまく活用されている方が増えてきていることが考えられるというふうに捉えております。

○名取委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 定期利用制につきましては、年度当初に一斉募集をしまして、そこで応募をいただいて、その倍率が大体1、もしくはちょっと超えるぐらいで、昔はもっとあったんですけど、大分落ちてきているというのが現状でございます。一時利用制についてはかなり利

用率が上がってしまっていて、ほぼ100とかという数字を見ているので、定期利用制が落ちているところについては、一時利用制に変更するなどの手法で、今、いろいろと対策、整備をしているという状況でございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 さっきも申し上げたように、週に例えば何回か出勤すればいいとか、あと、テレワークとか、いろいろちょっとコロナ以降変わってきたので、定期利用しなくてもいいかな、ちゃんと毎日100円、週に何回か払えばいいかなって計算する人とかいらっしゃるんじゃないかなという予想だったので、多分、多分そういうことだというふうに思いますので、この一時利用と定期についても、ちょっとバランスを各駅に考えていただければなと思って質問しました。

以上です。

○名取委員長 それでは、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。以前も提案させていただいたんですけども、最近、子どもを乗せる自転車が増えていまして、駐輪するときに、ちょっと幅が狭くて使いにくいということが多くありまして、私もよくそういう実感があるんですけども、そういうニーズにお答えしていくことが必要かなと思ひまして、固定式でない可動式というものもあるので、そういうのも有効ではないかと提案もさせていただきましたが、今回はスペースの都合上、固定式のみで、幅も通常の幅ということなんですけども、管理課として、そうしたニーズの状況を把握していらっしゃるかどうかな確認したいと思います。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 子乗せ自転車を使われる方は増えているということがございまして、例えばシビックセンター内に定期利用制の子乗せ自転車駐車を30台設けておりますが、こちらは毎年、応募倍率が1倍を超えるような状況となっております。そういったことを踏まえまして、近年の自転車駐車の整備に当たっては、スペースが十分に確保できるような状況、条件がそろえば、子乗せ自転車の優先ゾーンを設けるようにしております。今年度整備した後樂園自転車駐車場では50台分を用意しておりまして、子乗せ自転車の方にそちらのスペースを活用していただいているという状況でございます。

御提案のありました可動式のラックにつきましては、左右にスライドすることによって、使用台数を、使用効率を高めるというメリットがあるというふうに捉えておりますけれども、こちらについても利用者の利便性ですとか、実際、子乗せ自転車の状況、また、ラックの耐

久性など、そういった様々なことも踏まえまして、他区の事例なども参考にしながら、今後の自転車駐車場の整備に当たりましては、そういったものを含めた様々な方法を検討してまいります。

○名取委員長 よろしいですか。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。宮本委員と重なるんですけども、この平置きの駐車場に関し、駐輪場に関しては、電磁ラックと平置きラックとあって、ロックかかる、かからないはあるんですけども、全部そのピッチが43センチだということで、やっぱり大体のところはそのサイズでつくられていると思うんですけども、本当に非常に評判が悪いというか、何か本当クレームばかり聞かされるわけなんですね。ええ、もう引き出せない、入れられないということで。もちろん高さは多少互い違いになっているものの、まあまあ、本当に主流で使われている自転車には無理があるということなんですけども、ちょっと教えていただければと思うんですけども、この、今、この40センチピッチでなっているんですけども、メーカーの仕様としては、ほかにも様々なピッチのものが存在するということなんでしょうか。それとも、あんまりそんなにはないということなんでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 ラックの間隔につきましては、40センチが一般的で採用しておりますけども、このほか45センチ、また、60センチという間隔の製品もございます。

従来は35センチの間隔を採用しておりましたが、最近の整備に当たっては40センチを一般的に採用しております。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。分かりました。それなりに、ごめんなさい、40の上のサイズもあるということで、今後、またいろいろそういった検討していただければと思います。かなり不満の声が多いというところがあるので、ここがということではないんですけども、十分にスペースがあれば、そういうふうにストレスないようなつくりをしていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 春日通りの拡幅予定地、拡幅した場所を使うということで、将来的に春日通りが拡幅した場合、駐輪場をどういうふうに移動するように考えていらっしゃるのかということ

をちょっとお伺いさせてください。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今回の湯島自転車駐車場の整備は、春日通りの拡幅工事の計画区間が完了したことに伴って新設するものでございます。その前後の区間というのも、東京都の計画上は計画の中に含まれているというふうに聞いておりますけれども、具体的な話については、現在のところ都からは聞いておりません。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 ぜひですね、今、北東地区でしたっけ、東北地区でしたっけ、再開発でしたっけ、今、計画がありますよね。例えば法定再開発だったら、公共のお金を多少入れるわけですから、ぜひビルドインの利便性のいい、駅も直結しているような、そういった駐輪場も視野に入れつつ、ちょっと都市計画部の中、都市計画部じゃないか、土木部か、横やりを刺して、そういったニーズをしっかりと取り入れていただきたいと思います。提案です。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、小林副委員長。

○小林副委員長 この前の週末、見てきましたら、8台程度のみ駐車、定期利用の方と思われる方と、放置の警告が貼ってあるのが3台ぐらいあったりして、がらがらだったのではあるんですが、現在の定期利用について工事中はどのように対応されるのかということと、定期利用、現在はラックの設置をする場所にラインが引かれているだけなんですけれども、ラックの設置をする理由は何ですかということをお伺いします。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 まず、工事につきましては、工事の範囲を左右の半分ずつに分けて行うなど、安全を最優先にした上で、できるだけ利用者に影響がないように進めていくことを予定しております。

また、ラックの設置の意味でございますけれども、ラックを設置することによって定期利用、特に定期利用に関しては、決められた方がとめられるようにということの意味合いが、利用される方、また、そうでない方にとっても明確に分かるものと考えておりまして、設置が可能なところにつきましては、ラックを整備する方向を基本的に考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。ここには自転車シェアリングポートの設置はないということで大丈夫かということと、定例資料のほうを見ますと、自転車シェアリング事業の

実施状況、令和5年度に比較して6年度のドコモバイクシェアの利用回数かなり減っているんですけども、今後、こうしたポートは減っていくのか、見通しについても伺いたいと思います。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 自転車シェアリングのポートにつきましては、協定先の事業者と連携し、公有地で適地があれば積極的に設置に向けて協議していくということを基本としております。また、それ以外でも、民有地についても、事業者のほうで基本的には拡充の方向で取り組んでいるものと捉えております。

湯島のこの箇所につきましては、現状、その近辺での新たな予定というものは聞いてはいないところでありますけども、昨年度、実績が減少しているということについてでございますけども、内訳を見ますと、協定している3社のうち1社の実績が前年に比べて減少しているということでございますが、事業者のほうでも原因等、分析しているところでございまして、例えば昨年の猛暑というものが影響し、その夏の期間は利用が落ち込んだとか、そういったものなど、様々な理由があるものではないかというふうなところについて情報交換しております。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、議案第5号につきまして、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案第5号、賛成です。位置の変更ということで賛成です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 AGORAも、5号、賛成をいたします。いろいろと自転車の利用の仕方が変わってきているというふうに思いますので、ここだけではなくて、いろんな自転車駐輪場の仕様について御検討をよろしくお願いします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 これまでも区民の皆様から特にニーズの高いエリアでの一時利用自転車駐車場の設置を求めるお声もお寄せいただいておりますので、また、この新しいエリアでの新設もよかったと思います。また、今後もニーズにお応えできるように、適時、設置をお願いしたいと思います。公明党は、議案5号に賛成です。

また、先ほどお願いしましたけども、確認しましたが、ラックの幅については、なるべく使いやすいもの、可動式も含めて、そういったものを可能な限り使ってもらいたいと思います。

すので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 文京区議会都民ファーストの会は、議案第5号賛成いたします。

○名取委員長 市民さん。

○ほかり委員 市民フォーラム、議案第5号、賛成いたします。先ほどほかの委員の方からのお話でもあったんですけども、定期利用は倍率1倍を超えているってお話だったんですけども、やっぱり土日はやっぱりスペースが空いてしまっていたりとかあると思うんで、個人的な意見なんですけど、ゆくゆくはもう全部一時利用にしまって、今、定期利用している方に関しては、ウィークデー使うのであればパスみたいなのを例えば発行して、精算機にピッてすると料金がかからないで出せるようにするとか、そういった仕組みをすれば、もっと無駄、無駄というか、死んでしまうスペースと時間がなくなると思うんで、そのあたり、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○名取委員長 希望のまちさん。

○小林副委員長 議案第5号につきまして、希望のまちは賛成いたします。今後も放置自転車が減っていくよう、また、定期利用を希望する人のニーズにもきちんと応えられるように、自転車駐車場の整備等を進めてください。

○名取委員長 それでは、議案第5号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決めます。

○名取委員長 それでは、続きまして請願審査2件に入らせていただきます。

請願受理第10号、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願です。

請願文書表のデータ21ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第10号
- ・件 名 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
- ・請 願 者 文京区千石4-35-16

みんなでみんなのまちづくり

代 表 屋和田 珠 里

- ・紹介議員 海 津 敦 子 関 川 けさ子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 建設委員会
- ・請 願 理 由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。世田谷区、杉並区、目黒区のようなまちづくり支援策を充実している自治体と比べると総じて遅れており、支援内容も限られているように映ります。

区立学校や図書館の建て替えや、公園再整備等、これまで以上に「対話」を通じた熟議による「合意形成」の必要性が高まっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止め、しっかり支え、実現につなげるための行政上の「対話」のステップをきめ細かく丁寧に整えることです。

国内外ではまちづくりの手法として、幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント（P I）」や、Decidim（デシディム）（注1）の活用、フランスでは都市計画やまちづくりにおける「コンセルタシオン」の手法が効果を上げていと伝えられています。23区では杉並区が区民との新たな対話の場として「（仮称）デザイン会議」を設置、運営するなど新機軸を打ち出しています。

文京区においても、条例制定を通じ、行政上のステップのきめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることで「対話」を深める）検討をするために、地道に手法や仕組みの調査・研究を積み重ねるべく区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

注1）Decidim（デシディム）＝オープンソースの参加型民主主義プラットフォームで、日本では2020年10月に兵庫県加古川市が初めて導入、岩手県釜石市や福島県西会津町などでも導入が進む。特徴としてマル1「パブリックコメント」と異なり意見を言った人に対するフィードバックができるマル2計画策定のプロセスが設計され、徐々に議論を収束させられるマル3オンラインとオフラインを融合させ、議論の活性化、デジタルデバイド解消に役立つマル4議論やデータが可視化でき納得を得られやすい——などが挙げられます。

- ・請 願 事 項

- 1 まちづくりや公共施設の再整備等において、幅広く区民の意見を聴き、地域住民が構想段階から参加・参画し、「対話」を通じた熟議による合意形成によって、区民の多様な意見や要望が取り入れられるようなコミュニケーションと合意形成手法など「文の京」の新たなまちづくりのあり方を調査・研究してください。

.....

○名取委員長 この請願は、まちづくり等において幅広く区民の意見を聞き、地域住民が構想段階から参画し、対話を通じた合意形成によって多様な意見等が取り入れられるようなコミュニケーションと合意形成法、手法など、文の京の新たなまちづくりの在り方についての調査・研究を区に求めるものでございます。

それでは、御質疑のある方。

よろしいでしょうか。

それでは、態度表明に入ります。

市民さん。

○ほかり委員 請願第10号、何度も何度も同じような請願出ているんですけれども、都市マスタープランというものがありますし、新たに条例を制定するというよりは、今、現行行っている仕組みを引き続き精度を高めて、住民の方の意見をよりよく取り入れられるような改善を重ねていくほうが必要だと思いますので、市民フォーラムは不採択でお願いいたします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 まちづくりについて、幅広く区民の意見を聞いて合意形成を図っていくことはもちろん大事なことで思っております。ただ、その手法については、一定程度確立された方策があり、また、区としても既存の方法を拡張した取組を始めているというふうに認識しております。その成果をもう少し待ちたいとも思いますので、今回は、この請願第10号は、文京区議会都民ファーストの会は不採択とさせていただきます。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 これまでも区民参画の様々な手法を検討して導入をしてきていただいているものと理解しています。また、子どもや若者の意見を聞く体制、取組についても進めていただいています。また、会派としても体制づくりをしていってはどうかと提案していますが、いろいろ区としても取り組んでいただいておりますし、検討もしていただいていると思います。また、公共施設の再整備のときも意見交換会などでも様々な意見を聞いて反映をしていると

いう状況かと思いますので、請願10号については不採択とさせていただきます。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 毎回、御熱心に請願を出していただいているんですが、今回ちょっと変わったところは、2行目の対話を通じた熟議による合意形成という言葉が入ってきました。で、大事なことではあるんですけども、合意形成の一致が認められないと政策が進まないということとか、意見が平行線になった、対立した場合に、大変心配を招いたり混乱を招くのではないかという懸念がございます。ここの部分が入り、調査・研究はいいというふうに思いますが、なかなかちょっとこれ、この請願事項では、我が会派としては難しいのではないかとということで、不採択です。

○名取委員長 自民党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願第10号、不採択にいたします。理由としましては、我々議員は各常任委員会等で報告を受けております。必要に応じて、不足あるときは意見を言ったり、態度表明で各議員が意思を表してございます。今現在、行政の各施設をつくったり、各それぞれのアクションに関しましては、丁寧に区民の意見を聞いていると、そう考えておりますので、不採択といたしました。

○名取委員長 希望のまちさん。

○小林副委員長 希望のまちは、請願第10号、採択します。区として、今、公共施設の再整備等で区民との対話を深めようと努力されていることは大切なことだと思います。しかしながら、請願理由にもあり、区も自覚されているとおり、対話を通じた熟議による合意形成については今後の課題であると言えるのではないのでしょうか。請願理由に杉並区の例が取り上げられていますけれども、私も関心があったので、住民との対話のプロセスを大事にしてきた岸本区長の区政報告会に参加してきました。質疑応答の中で住民の方から再整備になぜ反対しないんだという強い御意見もありましたが、住民一人一人、立場が、立場や考え方が違うのは当然で、全ての人が100%満足できるような計画や方針はないかもしれないが、対話を重ね、理解し合いながら新たな対立を生まないように合意形成を図っていきたいと述べられており、考えの違う人たちが共通の土壌をつくれるようにまちづくりを考える（仮称）デザイン会議など、対話の場や仕組みをつくってこられたことを知りました。杉並区の事例も含め、様々な手法をぜひ調査・研究していただき、最終的には区民参画を後押しするまちづくり基本条例制定に向けて動き出してほしいと要望いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第10号の審査結果を報告いたします。

採択1、不採択5。よって、不採択と決しました。

続きまして、請願受理第11号、「本郷三丁目40」のマンション計画についての請願であります。

請願文書表のデータ23ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第11号
 - ・件 名 「本郷三丁目40」のマンション計画についての請願
 - ・請 願 者 文京区本郷3-43-8
 湯島武蔵野マンション
 岡 田 恵
 - ・紹介議員 関 川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会
 - ・請願理由

本年2月、本郷三丁目716-2の静粛な住宅街に高層19階建て、敷地面積いっぱい600%の容積率、高さ61.3メートルというタワーマンション建築計画が三井不動産レジデンシャル（株）から公表されました。

先日、近隣住民向けの説明会が開かれました。私たちにとってはまさに「寝耳に水」です。参加した住民はあまりの高さに驚き、日影やビル風、圧迫感などの環境悪化が間違いなく起きると大変憂慮しております。

そこで「住みよい街づくり」のため十分な話し合いがなされるまでは今回の計画を進めることのないよう議会からも働きかけていただくよう下記の点について請願いたします。

- ・請願事項
 - 1 あっせん調停について、区が事情をよく聞いて指導してください。
 - 2 このような紛争が起きぬよう区内で「大規模マンション」を建設する際、建築事業者
 に区との事前協議を義務づけるよう条例を制定してください。

.....

○名取委員長 この請願は、本郷三丁目の、三丁目の40のマンション計画のあっせん調停を、区が事情をよく聞いて指導し、このような紛争が起きぬよう、区内で大規模マンションを建設する際、建築事業者
に区との事前協議を義務づけるよう条例を制定することを区に求める

ものです。

それでは、関川議員、説明をお願い申し上げます。

○関川議員 発言の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

議案第11号に出され、出された案件は……。

○名取委員長 請願ね。

○関川議員 本郷三丁目40、静寂な住宅街に、周囲にはない高さ61.3メートル、19階建て、容積率600%の建設をするという計画です。周辺住民は日影やビル風、圧迫感などの環境悪化を大変心配しています。これは、平成26年、文京区が絶対高さ制限を設けた際、高さ60メートルの高度地区に指定したことも背景にあります。現在、建築士が入り、三井不動産レジデンシャルとのあっせん調停も行っていますが、三井不動産は1ミリも変更しないという態度です。

請願項目1は、あっせん調停について、三井不動産側の態度を改めさせ、住民の話をよく聞いて、最後まであっせん調停の応じるよう指導してほしいというものです。

請願項目2は、大規模マンションを建設する際、建築側と住民との間に行政が関わる事前協議を義務づけるよう、条例を制定してほしいというものです。文京区には、今、景観法に基づく届出、景観事前協議の制度や、令和7年9月より、共同開発に伴い、良好な教育環境を守るため、文京区宅地開発並びに中高層建築物の建設に関する指導要綱の改正が実施されますが、大型開発を抑制させるための条件はありません。要綱はあくまでお願いにすぎません。新宿区では、2025年3月から、新宿区内で大規模マンションを建設する際、事業者と区との事前協議を義務づける条例を実施しています。都市開発による住宅建築、建築時容積率の緩和をやめるということです。文京区も新宿区と同じような条例をつくり、あっせん調停よりもより強力ある指導を目指すものです。あくまでも建築基準法遵守が基本、大前提ではありますが、法令が守られていれば周辺住民側は何も言えずに容認しなければならないのは理不尽過ぎます。建築紛争当事者が一番望んでいるのは、建設側との納得のいく話し合いです。今後も文京区内では高層建築計画が持ち上がるのは目に見えています。事前協議条例で歯止めをかける必要があります。

請願者の岡田さんは、自ら抱える建築紛争にとどまらず、今後、発生するであろう幾多の紛争を未然に防止するためにも、行政が住民の側に立って主導的な仲介と指導をする仕組みづくりとして、事前協議条例の制定を提唱しているもので、ぜひ御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○名取委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方、よろしくお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。区としては、一般的にこのあっせん調停、また事前協議についてどのように実施しているのか。また、それがどう機能しているのかをどのように評価しているのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 区における制度としましては、いわゆる紛争予防条例に基づきまして、あっせんなどの制度がございます。こちらは、事業者側、それから住民側双方から申出を受けて開催するという形になっていまして、そこで区の役割としましては、お互いの主張、要点を確認しまして、適切な情報提供ですとか、そういったことを行って調整を行っていくところでございます。一定、話し合う、結局、この紛争の解決につきましては、条例にも記載がございますけれども、お互い譲り合いの精神を持って話し合いを行うというところで努めるしかもうないというふうに認識してございまして、そこについて、そういった話し合いの場を設けるという制度は、一定、役割を果たしているものと考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

村田住環境課長。

○村田住環境課長 すいません。事前協議につきましてでございますが、こちら条例ではございませんが、先ほどお話もありましたけれども、中高層の指導要綱の中で、区と事前に協議をするという制度はございます。ただ、一定、やはりまちづくりの観点から、建物をつくる際にこういったルールの中でつくってほしいという指導でございますので、そのルールの中で設計をなされている、計画なされているものに対しては、それを排除するというものではないでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

ほかは。

小林副委員長。

○小林副委員長 先ほどの関川委員、紹介議員である関川委員からの御説明で、大体気持ち、請願者の方のお気持ちはすごくよく分かったんですけども、請願事項1についてなんですけれど、紹介議員にまた質問したいと思っております。いいですか。

○名取委員長 はい。

○小林副委員長 請願事項1についてなんですけれども、区が事情をよく聞いて指導してくださいというふうにあるんですけれども、事前に区への聞き取りをしたところ、本郷三丁目40のマンションについて、建築確認の審査中であり、審査が通るとすれば高さとか日影などの問題もクリアしたものであるはずで、指導の根拠がないなというふうに思いました。また、あっせん調停も既に行われていると聞きました。請願者のおっしゃられる事情とは何なのか、また、何を指導してほしいと要望されているのかを教えてください。

○名取委員長 関川議員。

○関川議員 根底には建築基準法がありますけれども、やっぱり今までこういう大きい建物がなかったところに突然、高さ61.3メートルもの、容積600%もの高い建物ができるというのは、環境悪化につながるし、風害とか、それから日影などの影響も出てまいりますし、そういうことに対して、今、あっせん調停やっているんですけど、このあっせん調停は、建て主側が嫌だと言って出てこなければ、もうそれでおしまいになってしまうということで、このあっせん調停をきちんと両方が納得するまで話し合いを続けるような形にして、区が真ん中に入って指導していただきたいということです。

○名取委員長 よろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 区側に、理事者側にお伺いしたいんですけども、あっせん調停、事前の聞き取りで行われているということを聞いたんですけども、合意がなければできないということとは私も知っておりますが、実際にあっせん調停されていないということでよろしいのでしょうか。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 ここについて、個別の案件についてはお話はちょっと控えさせていただきますけれども、条例にもありますとおり、先ほど御答弁させていただきましたとおり、事業者側、それから住民双方側の合意があって初めて開催されるものになってございます。一般的な話としてお話しするとすれば、事業者の側も話し合いを拒んで、これから販売とか地域に入っていくというところで、そういった悪い評判を立てるということは避けたがる方向にはあるので、どちらかという申出があれば話し合いにはテーブルにはつくというふうな認識はございます。

○名取委員長 よろしいですか。よろしいですか。

○小林副委員長 はい。

○名取委員長 それでは、請願受理第11号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○豪一委員 請願第11号、まず第1項なんですけれども、個別案件ごとに遵法性が保たれているものに指導できないんじゃないかと考えるので不採択。第2項に関して、結局、義務づけはできないし、まず、用途地域というのを、まず行政の課題として、区民がちゃんと周知している、周知、周知されていることによって、紛争、紛争防止につながるんじゃないかと考えています。これ以前も委員会か一般質問か何かで言ったと思うんですけれども、今後どうやってこういった個別案件が常任委員会の請願に出てこないとか解決することが課題で、行政の課題じゃないのかなというふうに思っていますので、申し添えて、1項、2項とも不採択にいたします。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 この請願者のお困り、お困りというか、あまりにも突然に日影やビル風、圧迫感などの影響を受けるという御心配の下に請願を出されたというふうに思いますが、1項については、住環境課と建築指導課のほうに伺いました。今、指導しているということですので、不採択。そして、今後、大規模マンションを建設するときの、今、要綱で定めているところを条例にということなんです、実態を、区内の実態を状況を把握していただいて、本当に条例が必要だということであれば、それは議論するところはやぶさかではないんですが、今の段階では要綱でお願いをしているということですので、不採択をさせていただきます。

それと、個別、このことを言っているわけじゃないんですが、個別の建築紛争とかマンション紛争は、もう20年ぐらい前ですかね、もうかなり10件ぐらいあって、その都度、建設委員会に請願をされると、悪いことじゃないんですけども、限られた委員会の時間を、それがほとんどになってしまうのはいかなものかという議論がありまして、大変申し訳ないんですけども、個別の建築紛争に関して、請願は出していただかないようにという、本来の建築、ごめんなさい、建設委員会の議論を優先させようという申合せのようなものがあったんですね。新人の皆さんは知らないかというふうに思いますけど、関川さんも多分御存じだったんじゃないかなと。このことを言っているんじゃないくて、もう、また今、豪一委員もおっしゃったように、一つ一つ議案、ごめんなさい、請願が上がってくることを、やはりちょっと今の段階で心配をしています。今回のこれについては、条件整備をしていただいて、御近所に迷惑のかかるのを最小限に抑えていただくように、指導課のほうも、そして住環境のほうも

あっせんをしていただくということで、何とか解決してほしいなというふうに思っていますので、ちょっと長く議員をしている者としては、そういうことも注意しながら発言をさせていただきます。

以上で、1項も2項とも不採択です。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 まず、1項のあっせん調停についてですが、区としても双方の申入れがあつて調整に入っていくということでありました。話を丁寧に進めていただくことが重要になってくるかなと思います。また、事前協議についても指導要綱をもって指導しているということでございます。なかなかそれぞれの案件での、それぞれの合意がなされるというのは難しいかと思いますが、できるだけ寄り添って、区のほうも引き続き対応していただければと思いますので、1項、2項とも不採択とさせていただきます。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 この件、先ほど豪一議員がちらっと言いかけておりましたけれども、そもそもこのエリアは商業地域であるということです。で、だからこその敷地面積いっぱい建てられたりとかするわけなんですけれども、多分、文教地区もかかっているんであまり派手なお店とかはないかもしれない、で、事務所とか住宅が多くなってきてはいるとは思いますが、やっぱりその商業地域であることは商業地域であるということで、そもそもその近隣紛争とかそういうものをあまり想定はして、想定しないと思うんですよね、商業地域は。もちろん、実際、住宅が本当に住宅だらけになれば、その線引きを変えるということももしかしたらあり得るのかもしれませんが、現状こういった地域の中でお住まいになっていて、その隣のビルに対してなかなか文句を言うというのは、そもそもあんまり適切ではないということ豪一議員の、豪一委員との話ともかぶりますけれども、そういうところに住んでいるんだよということを住んでいる方にも自覚していただくということ、それを周知していくということも重要なのかなというふうに思った次第です。

この請願の事項に関しては、その1項に関しては、先ほどからありましたように、あっせんの調停については、現状、進められているということでございますので、これに関しては不採択とさせていただきます。また、その2項に関しても、当面はこの指導要綱において事前協議という制度がございますので、それで、もちろん何かその基準そのものをね、厳しくしろというんだったら、それは個別個別で検討の余地があると思うんですけども、そうじゃなくて単純にその中身を条例化しろということは、それほどの意味を持たないのかなという

ふうに思っておりますので、2項も不採択とさせていただきます。

○名取委員長 市民さん。

○ほかり委員 市民フォーラムですが、請願第11号、あっせん調停については、もう既に第三者が入って行われていて、区のほうも調整には入られているということをお聞きしましたし、住環境については、日影とかビル風、そういった問題は出てくると思うんですけども、この請願の文章にもあるんですけど、住みよいまちづくりのためにということなんですが、もともとあそこ住宅ではなかったところにこれだけの規模のマンションができて、新たな住民の方が入ってくるということは、その点をポジティブに捉えれば、住みよい住環境とかまちづくりにもつなげられる側面だと思いますので、双方が合意できるようにうまく進めばいいかなとは思いますが、この請願については、1項、2項ともに不採択でお願いいたします。

○名取委員長 希望のまちさん。

○小林副委員長 請願第11号について、請願者のお気持ちは理解できるものの、中高層建築物の建築に関わる紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例で、建築計画の事前周知やあっせん調停について定められており、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の基準に基づき、区は指導を行っているというふうに聞きます。また、あっせん調停において、区は中立の立場で双方の合意点を見いだせるように進行する役割を持つということですので、あっせん調停についての指導もなじまないと考えます。条例の説明に、建築主にも法律等で定められた基準の範囲で建築する権利があり、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するように努めなければならないとあるとおり、民々での話し合いによって紛争を解決していくことだと考えますので、希望のまちは1項、2項とも不採択でお願いします。

ただし、現状、紛争予防になっていないのは課題であると思います。区として寄り添った対応を引き続きよろしくお願いいたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第11号の審査結果を報告いたします。

請願事項1項、2項とも、採択ゼロ、不採択6。よって、不採択と決めます。

以上で、以上で請願審査を終了させていただきます。

○名取委員長 続きまして、理事者報告6件に入ります。

報告事項2番と3番につきましては、付託議案審査で既に報告及び質疑が終了していますので、ここでは4件の報告を受けることといたします。

都市計画部より、まず1件です。報告事項1、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建築に関する指導要綱の改正についてであります。

説明をお願いいたします。

村田住環境課長。

○村田住環境課長 それでは、資料第2号に基づきまして、御説明申し上げます。

1、主な改正内容でございますが、主に3点ございます。1点目でございますが、教室不足などの小学校の教育環境維持という課題に対応しまして、マンション等開発時の区との事前協議と、それから販売時における購入希望者等への教育環境の事前説明を制度化するもの。2点目といたしまして、まちのにぎわいにつながるよう、商業や準工業の用途地域におけるマンション等開発時に、1階部分に店舗等業務用施設の設置を求めるもの。3点目、住宅の脱炭素化のため、マンション等開発時の宅配ボックスの設置を求めるものとなります。(1)につきましては協議の義務化、(2)と(3)は努力規定となりまして、これらについての条文を新たに追加するものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本委員会で御報告後、2か月ほど周知期間をとりまして、9月から施行する予定でございます。

御報告は以上になります。

○小林副委員長 それでは、報告事項1、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の開設、改正についての御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。事前に説明をお伺いしまして、ああ、先ほどもうおっしゃってましたね、すいません。1については義務化されて、2と3は努力義務というふうに説明いただきました。1については、現在、区として課題となっておりますが、児童の転入が予想を上回るということで、施設などが不足する事態ありますので、そうした課題の解決に向けて必要な対応であるというふうに思いますので、よいかと思います。また、3については、公明党としても再配達を減らすための施策を要望してきましたので、これもよい方向にいければと思いますので、努力義務ですけども、よいかな、よいことかと思います。

心配なのは2についてなんですけども、にぎわいを創出する取組として期待をするところでもありますけども、これまで文京区、人気があるということで、多くの転入の方もいらっしゃるということで、集合住宅、また戸建ての住宅など、どんどん建設されてきていまして、

商業地区、また、準工業地区にもそうした住宅、マンションなどが増えています。実態として、地域にもよると思うんですけども、以前はお店があったり、また、小さな工場があったりしたところが、今となってはマンションになったり、戸建ての家になったりしているという地域も多くありまして、そうすると、実態としてはもう商業地域、もしくは準工業地域じゃないのではないかと、実態としてですね、そうした状況も地域によってはあるのかなというふうに思っています、こうした場所でのぎわいを創出される、そうした事業者さんが入るというのは非常に喜ばしいことかなと思うんですけども、一方で、これはちょっと最近の課題というか、お寄せいただくお声として、宿泊施設の開設であるとか、また、大型、大規模な民泊、一棟丸ごと民泊といった、法律的には全然許されるもの、規定では許されるものができてしまう、できるのではないかと、心配のお声をいただいたりして、御相談もいただいております。そういう意味では、この用途地域が実態に合っているのか、合わせていく必要もあるのではないかと、そうしたこともちょっとどうなのかなと思うんですけども、その点について見解をお伺いしたいと思います。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 今、用途地域の見直しというか、改めてというところのお話いただきました。用途地域は、それぞれ地域地域に応じて今おっしゃった工業地域、準工業であるとか、商業地域だとか、住宅地域、それぞれの地域地域に応じた用途に応じた区分を設けているところでございます。準工業地域であるとか、確かにマンション等が増えているところはあるかなというふうに考えてございますけれども、昨年、都市マスタープランの見直しの中でも、そういった御意見あったところでございますけれども、ただ、都市マスタープランの見直しの中では、その用途地域ごとの地域地域に応じた魅力を再度見直していこうということも見直しの方向性として立てたところでございます。なかなか工業、準工業地域に工場といったところが入りにくいところもあるかなと思っておりますけれども、ただ、いろいろな工業的なものを住宅地と併せて誘致するようなものが何かできないかなというところは考えていきたいと思っておりますけれども、ただ、今の現状に合わせてこの用途地域を見直すといったところは、なかなか東京都のほうでもこの管轄をしているところがございますので、区単独ではというのは難しいところもございます。今、現状といたしましては、見直すというよりも、その用途地域に応じた地域地域の魅力を創造していきたいなというふうに考えているところでございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。都市マスタープランでも検討がありました。にぎわいが必要な、必要というか想定して、そういった誘導もしていく必要もあるかと思しますので、その点は進めていただきたいと、進めていただきたいと思います。

一方で、そういった個別の課題、そうしたこともあるということ、そういう課題もあるということを認識いただいて、関係部署とも連携していただくことが必要になっていると思いますので、この点についてはまた具体的に御相談したいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 2号ですね。まず、(1)のほう小学校に影響があります、学区域に影響があるので、いいと思います。(3)も、ずっと私、宅配ボックス設置をと言いつけてきまして、やっというか、一歩前進をしてうれしいんですが、この目的は、再配達を防ぐという、その大きな目的の中で、今回、建物に関して1割でいいのかがちょっとね。ほとんどの人いろいろね、宅配頼んでますよね。今、置き配とかいろいろあるかというふうに思いますが、ちょっと1割は少ないのかなと、状況を見ながら増やしていただきたい。それから、再配達を防ぐという観点だと、この要綱とはちょっと違うかも、例えば駅にボックスを設置してもらうとか、コンビニの受け取りをすれば、ちょっと少しこの再配達を防ぐという事業をもう少し進めていただけるように、これは建物の指導要綱ですからよろしいんですけども、何かもう少し宅配ボックス設置を、いろんなところで受け取って再配達がないように、ぜひそういった形でお考えを、少し考えていただけるよう要望しておきます。

それから、(2)のこのにぎわいを創出するって、このにぎわいがちょっと人によって違う感覚かなというふうに思ったりしています。それで、高級マンションの場合はね、なんか1階にあんまり店舗があるのはいかなものかという形で住民がなってしまうでしょうし、今、見ている、うちのほうですけど、見ていると、コンビニになったり、今、お話があったようにホテルですかね、民泊になっているようなところもあるので、地域地域によって、ぜひお店があったほうがいい地域と、静かに暮らしたい地域等いろいろあるというふうに思うので、住民のさっきのね、請願もあったように、いろいろところどころで考えていただいて、もう少しきめ細かく要綱を運用していただければなというのが私の感想です。答弁はいいです。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、宅配ボックスの1割というところですね、適切な数字というところをなかなか公で定めているものではなくて、今回の設定は1割以上というところを求めているところ。他区、ほかの区で先行する自治体などの状況を調査しまして、1割という数字を設定しているところを参考にしているところでございます。世の中的には2割から4割といった、住戸数の2割から4割といった数字を見ることもあるんですけども、ちょっとそこはまだ適切な数字がどこか、過大な設定にならないようにというところで、今、1割以上というところ……。

（「実態でしょう」と言う人あり）

○村田住環境課長 課題、まず、区としては、こういったものを設置したいというメッセージを発信することが重要なというところで、まず、負担にならないところの数字を設定したというところでございます。

それから、にぎわいのところでございますけれども、確かに需要のある業態になる可能性は高く、コンビニが多いというお話も確かにそういう実態もあるかなというふうには認識してございます。一方で、例えば小さくても特色のあるお店が出店することで、人の流れがちょっと変わったりするようなこともあるかと思しますので、そういった出店機会を得られるようなにぎわいをつくれるような制度として活用できたらというふうに考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。最初に、ごめんなさい、(1)のことをちょっとお尋ねしたいんですけど、この中で通学区域について区と協議するというふうに書いてあるんですけど、これの意味をちょっと教えていただきたいんですが、その学区域が、一応、明確に定められている中で、これはどういう意味なのかなというのがあって、確かに出入口がこっちにあるか、こっちにあるかで学区が変わったりとかいうことはあり得ると思うんで、そういうぐらいの協議なのかどうかというのをちょっと教えていただければと思います。

それから、この児童数についても区と協議というふうになってはいるんですけども、結局、これは住宅を建築の確認をする前の段階でいろいろ協議をして、その義務を満たしたら建築してもいいですよということだとは思うんですけども、そうすると、その児童数みたい、ほかのものは建設時とか入居時とか計画戸数とかというものはおおむね事前に決まるものだと思うんですけど、児童数みたいなのは、かなり前の段階での想定になってしまうと思うんで、その後のフォローアップみたいなのはなかなか難しいのかなと思って、そこら辺は

義務には入ってないのかなと思うんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 この協議につき、児童数や通学区域に関する協議につきましては、教育委員会との事前の情報交換を行うということが一番の目的かと考えてございます。建築に際して児童数や通学区域の内容によって、何か区から状況を変えてほしいというような指導をするところまでは考えてないというふうには所管からは聞いてございます。一方で、早い段階から情報を得ることで、区としても対応、事前に準備できるといったようなことも聞いておきまして、そういった意味で早めの情報共有、それから、区の学校の現状というものを事業者さん、それから、これから購入をしたいと考えている方々へ情報を伝える、そういった教育の環境についてもなかなか厳しい状況があるということを認識してもらうということが重要かと考えてございます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ごめんなさい、その(1)のところ、もう一回なんですけど、その学区域というのは住所で決まるものですよね。だから、その学区域について情報交換するという意味がちょっとよく分からないんですけど。だから、一つ考えられるのは、出入口がこっちにあるか、こっちにあるか、エントランスがこちらかこっちにあるかでまた学区が変わってくるという、何か誠之学区とかで本当にそういう話があるらしいというのを聞いたんですけど、そういうことぐらいかなみたいなのを思ったんですが、そんな理解でいいのか、それとも何か全然違うのかというのが一つ。

で、ごめんなさい、次、次に行くんですけど、(2)に関しては、この努力義務ということではあるんですけども、この狙いというか考え方自体は非常にすばらしいなと思っていて、やっぱりまちが分譲マンションだらけになると、分譲マンションって基本的に1階に何か商業施設を入れたりしないので、だんだんまちが死んでいってしまうなというふうに思っていたりして、やっぱりげた履きって言いますけれども、1階とかに店舗があるような集合住宅というのは建ち並ぶと非常に便利だし、まちとしても活気が出てくるなということをですね、多摩ニュータウンではなくてバルセロナに行ったときにすごく感動して思ったんですけども、この(2)については、(1)と(3)に関しては本当に時代の要請だということで非常によく分かるんですが、(2)をここで入れてきた、なぜ今これを入れてきたのかみたいなその狙いというか、これまでの検討のプロセスみたいなところも何かちょっと教え、言えることがあったら教えていただきたいなと思います。

それから、あともう一点なんですけど、この2と3に関しては努力義務というところで強制できるものではないとは思いますが、あめとむちでいえば、このむちというところだと思うんですが、その関連、この分野に関連するところで、この努力義務を果たせるようにするためのあめとむちのほうのあめみたいな助成とか補助とかそういう制度が、何かこう使えるようなものがあつたら、ちょっと御紹介いただければと思います。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、学区域につきましては、これについて何か区と協議して決めるということではなくて、やはりその建物をつくる際に、その地域の小学校がどういう状況かというところを話し合うためにお互い情報提供するというところ。で、それを購入されたいという方に、教育環境の事前説明を行ってもらおうというところでの事前の情報共有というところの目的が強いものとなっております。

それから、(2)のにぎわいに関する検討のプロセスでございますけれども、当然、課題といたしましては従前よりあったものでございますが、昨年の都市マスの改定を踏まえまして、都市マスの中では部門別のまちづくり方針において、そういった低層部に商業地域を配置するとか、そういった具体的な記載も明示されたこともありまして、そういったことの対応として、今回、改定に至っております。検討のプロセスとしましては、昨年度10月ぐらいから関係部署と庁内検討を行ってきまして、その検討の中では、関連する宅建業界さんですとか、建築関係の団体さんなどにも意見を伺いながら検討していったというところでございます。

それから、宅配ボックスに関する助成、何かというところでございますが、今回この指導要綱の改正については、あくまで新築時にそういったものを求める、努力義務ではございますが、そういったものをつけていきたいと思いますという、情報発信というところになりまして、この横に関連した助成というものは特にないところでございますが、今後、社会の情勢などを踏まえて、必要に応じて所管といろいろ考えていくということはあるかと思えます。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 今、宅配ボックスのあめに当たるような部分はないかということでの御質問ですが、今回、区長の一般質問の中にございましたとおり、都市計画部で、今回、中高層の共同住宅中心の宅配ボックス設置、整備を進めていくということでございますので、CO2削減の観点から、宅配ボックスの助成制度について、他区の状況というのを、今、ちょっと取組がどういうふうになっているかをちょっと調べながら検討しているという状況でございます。

○名取委員長 依田さん、よろしいですか。

じゃあ、豪一委員。

○豪一委員 ようやく、いろいろと指導要綱をつくるのかなというところで、私は10年前から白山上の商店街がマンション開発で消えていくのが残念だから、やっぱり店舗を誘致するような政策をしたほうがいいんじゃないかって言っていたんですけど、声が届かない悔しい思いをしていました。

皆さん御存じだと思うんですけども、江東区がマンション規制、大分前からやっているじゃないですか。あそこ、どんどんどん臨海エリア、臨海エリアに江東区なんかは小学校を増設したりして、人口を少し埋立地のほうに動かしたり、豊洲のほうだとかやっているのは御存じだと思うんですけど、江東区ってできるだけ住民が増える、住戸が増えるのはしようがないけど、その分、公共施設、グラウンドだとかね、いろんなのを増やさないと、学校も増やさないといけないから、公共施設の何ていうんだっけな、公共施設整備協力金というのかな、それを1戸当たり125万円取っているんですよ。それは有名な話なんですけど、もうこの10年で、この要はマンション、マンション規制をしたのがちょうど12年ぐらい前なんですけど、10年、この10年ぐらいだけで、整備協力金がもう57億円たまっているんです。区の大きさ、自治体の大きさは全然違うけれど、協力する代わりに経済も動かして、マンションデベロッパーもマンションをしっかりと増やして、行政もしっかりと潤っていくと。

これ私事ではないんですけど、文京区も老朽化したマンションが多くてね、容積は緩和しなくてもいいけど、高さ制限だとか総合設計の、総合設計制度の容積率ぐらいちゃんと1.5、高さ制限は1.5倍という従来どおりに戻して、その代わり建築協力金じゃない、公共施設整備協力金をいただくとかね。そして得た収益で、例えば文京区は先日ね、大きな買物をしました。それは評価しておりますが、かなり大きいので、これから編成も大変だろうと。これを何回も繰り返すわけにはいかないから、例えば、以前も提案したんですけどね、江東区や北区、もしくは河川管理者の川沿いとかのグラウンドを定借で借りるとか何とかして、週末、グラウンドをそっちに行ってもらうとか、平日でも行ける夜間の練習の人はそういうところで使ってもらうとか、そういう文京区の枠に収まらないようなグローバルな活用をしていったほうがいいんじゃないかと。

この今回の宅地開発に対してのある程度の抑制をしたいのに、結構、小ぢんまりとし過ぎてて、これどれぐらいの成果が出るのかなというふうに考えているんですよ。まずちょっと聞きたいのは、この1、2、3をやったところで、どれぐらいの住戸の戸数が抑制できると

考えているのでしょうか。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 具体的にどのくらいの変化が見込めるかというところでございますけれども、現状で努力規定だとか、協議をすることを求めていくというところの決まりでございますので、具体的にその数としてこれだけの見込みがあるというところではございません。

一方では、こういった区のまちづくり、現状にはこういう課題があるというところを事業者さん、それから住民の方にも知っていただいて、みんなで考えていくことで、少しでもまちづくりの中でそういった改善を図っていききたいというところでの設定でございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 ある程度、何戸ぐらいの抑制ができるという見込みがなかったら、これ何のためのプランかと思うんで、例えば建築確認を取っている区分所有建物が年間どれぐらいあって、その1階の今まで住戸だったのが店舗になっていけば、どれぐらいの数が抑制できるぐらいの数は計算できると思うんで、そういうことぐらいはなければ、あまりこう、何かこれ絵に描いた餅みたいになってしまうんじゃないかなと。

それと、重説、文京区に来る方は、私も実務上、必ず子どもがいる方は学区気にするから、重要事項説明でどこの学区だと、あと、どういう状況だというのは、ある程度、うわさ話、要はお客様とのコミュニケーション、会話にもなるんで必ず言うんですよ。それを徹底するというのはすごくいいことだと思うんですよ。ただ、やっぱり何というんですか、買いたい人は、もう何を言っても買うからね、何というのかな、何が言いたいかという、1、2、3がいまいちちょっと、もうちょっとこれから精査するんだと思うんですけども、もうちょっとスパイスを入れてもいいんじゃないかなというふうに感じましたので、意見として。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、どのくらいの見込みというところで、年間で中高層の指導要綱、協議件数というのは大体、年によって差はありますが、40件前後というところがあります。その40棟について、それぞれ地域の現状を確認いただくことで、少しでも改善に役立つのではないかなというふうには認識してございます。

それから、より強めの規制・制限というところの方向でございますけれども、様々検討していく中では、やっぱりいろんな条件を検討する、してまいりました。ただ、なかなかやはり建てる側の権利といいますか、そういったものも踏まえて、現在できること、早急に対応できることを選択したということでございます。今後、この改正を踏まえて、今後の状況を

見ながら、また、今後の対応などは、その状況を踏まえながら考えていきたいというふうには認識してございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 規制だけすると、文京区の不動産相場はもっと高くなるし、もっとこれから建て直しとかするときも採算性が合わなくなってくるんで大変なことになるんで、規制する部分と緩和する部分はやっぱりうまくやってくれないと、やっぱりまちづくりがあまりよくなくなっていくと思うんですよ。公共施設のことは、私、一番冒頭言いましたけれど、住宅を抑制するのはいいけれども、公共施設を文京区という狭い自治体の枠だけじゃなくて、いろいろと考えるということもいろいろ考えていかないと、なかなかまちづくりって難しいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○名取委員長 よろしいですか。

ほかは、そちらは大丈夫ですか。

そうしたら、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、1について四つ伺いたいことがあります。

まず、1番目に、対象となる中高層建築物の規模について伺います。

そして、二つ目なんですけれども、学務課が対応すると聞いているんですけれども、児童数が大幅に増えそうな場合、区としてどのような対応をするのか。その後、学校との協議が行われるのか、どのようなスキームになっているのかを伺います。

三つ目が、そもそもこの指導要綱は、教室足りませんよとお伝えして、児童数を抑制するためのものなのか、もしくは児童数が増えた場合にいち早く対応するための事前の聞き取りや協議に当たるのか、その目的を教えてください。

そして、四つ目なんですけれども、最近は購入希望者が外国人の場合も多いと聞くんですけれども、外国人の場合の対応について、例えば人数を届けてもらうなりして、区としてそういう学校への支援強めるとかいう対応があるのかどうかをお伺いします。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、対象となる建物の規模でございしますが、中高層の指導要綱に該当する建物ということになるんですけれども、用途地域によって基準が変わっておりまして、例えば商業地域であれば、敷地面積が500平方メートル以上、または延べ面積が2,000平方メートル以上、近隣商業地域であれば、敷地面積500平方メートル以上、または延べ面積で1,500平方メートル以上、それ以外の用途地域では、敷地面積が400平方メートル以上、または延

べ面積で1,000平方メートル以上といった基本的な建物の条件がございます。

それから、学務課の対応の今後のスキームでございますが、この中高層の指導、事前協議の中で学務課と協議をする、その中で情報を得た内容についてどう扱うかというところは、ちょっと現状、学務課の中で制度設計中というふうには聞いてございますが、大まかに聞いておりますのは、その得た情報をもって学校との情報共有を図っておくということ。それから、区の側からは、その事業者のほうに現状について情報共有をして、それを購入したいという希望者の方に事前に説明をしていただくというようなところで伺っております。

その児童数によって何か規制がかかるかとかそういったところについては、そこまで何か変えてもらうように、何か建物の規模だとか、そういったことを変えてもらうようなところまでは考えていないというふうには聞いてございます。

それから、国籍については、販売時に想定できるものではないかと思えますし、そういった情報を収集するという予定はございません。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。おっしゃられるとおり、今回のこの改正により、たとえ協議できたとしても、入居者や児童数を牽制、抑制できるとは思いませんけれども、ファミリー世帯向けのマンションであれば、過去の事例では、全世帯数の約5%程度が児童数の平均で、最大で10%程度の児童数の増加があったこともあったと聞いております。学校の区立、学区の区立学校において転入してきた児童・生徒を受け入れないわけにはいかないので、学務課としっかり対応、連携しながら対応していただきたいというふうに思います。

そこでちょっと補足、補足でというか、もう一つ質問したいんですけれども、共同印刷跡地にできるマンションについては、指導要綱できていませんけれども、既に動いている大事な事例かと思うんですが、学務課との、今回のように学務課との事前の協議があったのかどうかということと、児童数がどのぐらい増える予定で、対応ができているのかどうかというのは、ちょっと学務課じゃないと分からないかもしれないんですけれども、共同印刷のケースとかも過去にあったそういう大事な案件だと思うので、教えてください。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 共同印刷跡地のマンションにつきましては、大規模建築物等に関する意見というところを出しているところがございまして、そういった回答もらっているところでございます。今、中高層のところは、そういったところに対応してはいないところと認識してございます。

○名取委員長 いいですか。

ほかは大丈夫ですか。

そうしましたら、以上で報告事項1の質疑を終了いたします。

ちょっと2分ほど、2分で説明できます。いいやね。

ちょうど12時になる場所ですので、午後、報告事項4から進めたいと思います。

それでは、1時間休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 0時58分 再開

○名取委員長 それでは、建設委員会を再開いたしたいと思います。

続きまして、土木部より1件です。

報告事項4、文京区みどりの基本計画中間評価についての御説明をお願いいたします。

高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 それでは、資料第5号、文京区みどりの基本計画中間評価について御報告いたします。

1、概要でございます。令和2年3月に改定した文京区みどりの基本計画は、10年の計画となりますが、このたび中間の時期を迎えたことから、第9次文京区緑地実態調査の結果を踏まえ、取組施策の実施状況や課題等について中間評価を行いましたので、報告するものになります。

2、検討経過については、記載のとおりでございます。

3、文京区みどりの基本計画中間評価報告書でございますが、PDFデータの32ページを御覧ください。

(1) 中間評価の対象でございますが、32ページから33ページにかけて取組施策の一覧を示しており、このうち黄色で着色している区が主体となって取り組む10の重点施策とその他44の施策、合わせて54の施策を中間評価の対象としております。また、取組施策とは別に、現行計画で定めた緑被地面積の目標値についても、中間評価の対象としております。

まず、重点施策の中間評価について、主な項目を抜粋して御説明いたします。

36ページを御覧ください。重点施策2、公園再整備の強化になります。現行計画に改定前は年間2園の再整備を実施しておりましたが、現行計画に改定以降は年間4園のペースで再整備に取り組んでおります。

次ページを御覧ください。公園再整備の課題としましては、公園に求められるニーズが多

様化する中、限られた面積の中で最大限の効果を発揮できる整備が求められることが、などが挙げられます。今後の方向性としましては、地域単位での公園機能の分担についても考慮し、特色ある再整備を進めていくとともに、設計や工事に要する期間を考慮し、年間4園の再整備を続けていけるよう、引き続き計画的に事業を進めてまいります。

次に、42ページを御覧ください。重点施策5、保護樹林・樹木制度の充実になります。保護樹林・樹木の剪定等により生じる管理費の助成について、現行計画へ改定前は3年に1回の助成でございましたが、計画改定以降は、助成頻度を毎年としたことや、幹の直径が150センチを超える大径木の助成額の上限をアップいたしました。今後の課題と取組の方向性としましては、保護樹木の登録制度が始まり約50年が経過し、老木が増加してきておりますので、適切な維持管理につなげられるよう、今後、樹木診断の助成などについても検討を行ってまいります。

次に、53ページを御覧ください。こちらに重点施策以外の44の施策の中間評価について、53ページから64ページにかけて、一覧表で整理しております。

最後に、65ページを御覧ください。(4)緑被地面積の目標値の評価になります。みどりの基本計画では、令和11年度までに緑被率を19%に上昇させることを目標としておりますが、令和5年度に実施した第9次文京区緑地実態調査の結果では、区内の緑被率は19.1%であり、目標値を上回っている状況でした。一方で、区内の樹木の数は一時的な状態ではございますが、今回、緑被率が上昇した大きな要因は既存樹木の成長によるものでした。今後の管理の状況などによっては目標値を下回る可能性もあります。このため、緑被率の目標値については19%を維持するものとし、目標年次である令和11年度に向けて引き続き緑地の保全と緑化の推進に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございました。

それでは、御質疑のある方。

品田委員。

○品田委員 みどりの基本計画、昔はね、平成11年、緑の基本計画、これは遠藤区長のときの、まだ持っています、大事に。別に笑いをとろうと思っているんじゃない。都心の割にはね、緑が多い文京区ということで、誇れる区だというふうに私はずっと子どもの頃から思っている、緑は本当に大事だというふうに思っています。

そこで、ページを繰っていきます。まず、8ページ、今、御報告もあったように、8ペー

ジ、1995年のときは16%だったのが、2023年に今お話があった19.1%になったということなのですが、ここは東大本郷と千駄木が日本医大のところで増えたということですが、今もお話があったように、区内の樹木数は5年前から横ばいということですよ。そこ気になります。

それから、9ページのグラフがあって、小石川北、千石、大塚南の緑地実態調査で減少している地域であると。増えているところもあるけど減っているところもある。この辺はどういうふうに考えているのか。まずそこ。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、樹木の本数が横ばいというところでございますけれども、過去、樹木の本数を追っていきますと、20年前頃から追いますと、その頃は樹木の本数は5,656本ということで、その後、8年後6,514本で、平成30年に7,253本で、今回、令和5年は7,245本ということで、樹木自体かなり、これまで区の緑化指導もありまして、増えてきたところでありますけれども、おおむねそれが上限に達してきているところなのかなというふうに捉えているところでございます。

また、地域によっても緑化にばらつきがあるというところもございますので、このあたりは今後も適切に緑化指導などを行いながら、各地区求められる緑化基準を満たしてもらえるように指導しながら、緑化のほうは推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 いろいろなマンションの前面に木を植えるとかね、いろいろ指導していただいているので、歩道を歩いてても、あ、緑が増えたなという、何ていうの、緑感覚というのかな、生活実感もあるので、少しずつではありますけれども、どの地域も緑が感じられる、そういう空間にしてもらいたいなというふうに思っていますので、また、強調すべき場所については、ぜひ増やしていただきたいというふうに思います。

次が17ページ、この課題のところの公園の再整備をしていきますということで、公園の利用と満足度を高めていくというお話なんですけど、公園の再整備が有効的だというふうに課題に上げています。やはり公園ですよ、やっぱり公園とか、児童遊園とか。ちょっと抽象的に書いてあるので、ここをどういうふうにするのかも含めて、今後の取組の32、33のところ、ちょっと飛びますけど、36ページのところに重点施策で、今、お話があったように、公園整備を2園から4園、工事も2園から4園で少し重ねながらやっていくということで、これずっと前の計画のときに、2園ずつだと一体何十年かかるんだって私申し上げて4園にな

ったのかなというふうに思っていて、さらに加速をしていただきたいんだけど、ただ口で言うだけではなくて、私、考えたのは、児童遊園なんかも、今、地域の特徴を生かしてというようなお話がありましたよね。何でもこう全部そろえておくんじゃなくて、何も遊具がない原っぱのようなところとか、それから、フェンスだけでボールが使えるようなところをつくってもらおうとか、そんなにその整備にお金と時間がかからないようなこともできるはずなので、4園にこだわらず、4園やったからいいということではなくて、遊べる、子どもたちがボールを使ったり、原っぱのようなものがところどころにあるような形で整備をしていくというのもありかなというふうに思っています。

前に代表質問で言った千代田区さんなんかは、公園ではないけれども、再開発が予定されている空き地とか、そこをお借りしてそういうことをしていたり、公園の中でも、子どもがボールが使えるようなものを児童遊園の横に、そんな広いところではないけども、野球とかサッカーができるような。なかなか千代田区さん、いろいろ工夫をされているので、そういった遊び場というか公園も整備したほうがということを重ねてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 公園の再整備についてでございますが、この令和2年、あ、令和元年度に、こちらみどりの基本計画を改定して以降、4園のペースで進めておりまして、文京区のほうが公園と児童遊園と遊び場合わせて119園ございますので、年間4園のペースでいくと、30年で一巡するようなペースで進めております。また、先ほど品田委員からのお話もありましたように、児童遊園ですとか、そうした面積の小さいところについては、地域単位での機能分担なども含めながら、その機能については検討していくことで、より特徴を持たせつつ、魅力のあるような児童遊園などに整備していきたいと思っております。再整備の機会だけでなく、施設の老朽化に伴い手を入れるときもありますので、そうした際にも、そうした地域ニーズを捉えながら、整備のほうは進めてまいりたいと考えてございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 ありがとうございます。いろいろ工夫をしていただきたいと。

それから、38ページ。民間の活力をぜひ使っていただきたいなと思います。東京ドームの敷地の中も、ちょっと子どもたちが遊べる場所があったりとか、余剰ではないんでしょうけれども、そういった少し民間の力を借りて、広場や子どもたちが遊べる場所も御協力を、中、また大手企業に呼びかけていただければなというふうに思っています。

それと、パークロード600のような高速道路の下なんかもとって、今度また整備をされますけれども、いろんなところをぜひ、ここ使えないかなという形で、公園課のほうで、みどり公園課のほうで見ていただきながら、民間の力もぜひ活用ができればなというふうに思っています。

それから、44ページ、街路樹ですね。これも本当に随分増えたなというのは実感なんですけれども、区道と、あ、国道とかは都がいろいろ清掃とか点検しているという、なかなかその間隔が空いちゃうと、枯れたりすると、目の前で自分の花壇のように区民がいろいろなものを植えたりとかしていらっしゃる。それはそれで私はいいのかなというふうにも思うんですけども、植えただけではなくて、雑草の整備とか、あと、もう少し家の前とかマンションの前とか、うちの町会も半年に1回ぐらいは掃除したりしているんですけども、特にコンビニの前とか、せっかく樹木、街路樹とか花壇を植えても、そこにごみを捨てたりとか、清掃の、街路樹に対する清掃をもう少し区民に呼びかけて、まちを美化しているようなこともできるのかなというふうに思ったりしますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 民間活力を生かしてというところでございますけれども、公園の再整備基本計画にもそのあたりは書いてございます。今、公園の再整備においてはなかなかちょっとPFI、Park-PFIというところまで導入できてないんですけども、その理由としましては、やはり区内、公園の面積が小さいというところで、本来、公園として求められるほかの地域課題の解決につながるような機能を、ちょっと今、優先して設置しているというところで、今、そちらのほうは採用できていないところがございますけれども、そうした民間活力を生かすというところについても、今後も整備の際には視野として検討してまいりたいと思っております。

それから、公園の拡大、面積の拡大というところでございますが、今年度、再整備を予定しております、に着手を予定しております西原町児童遊園については、隣接していました介護予防拠点施設の跡地のほうを児童遊園として拡大もいたしますけれども、今後も行政需要や地域意向など、様々調整がつくような対象候補地がある場合は、積極的に面積拡大に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、樹木、植樹帯内の美化というところに関しても、そのあたりもやはりまちの景観に関わってくるところでございますので、そのあたりはしっかりまた啓発なども行いながら、このあたりも改善に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 もう終わります。別にPFIを使ってどうかって、世田谷の大きな公園ならあり得ると思うんですけど、それぞれが自分の家の前はいつもきれいにしていたり、コンビニ前とか、特に汚れが激しいところとか、あとマンションの管理組合で管理人さんがちょっと朝掃除するとか、その程度であれば、かなりまちの中はきれいになると思うんですけど、やっぱり汚れているとか、あと、雪が降ったときに除雪をしてない場所とか、いろいろ通りにくいところも、まあ、これ緑のあれですからあれです、あ、いいです、答えなくて——とかあるので、自分のうちの前ぐらいはせめて整えるというか、通る人もいらっしゃるし、自分もね、やっぱりきれいにしたほうが気持ちがいいと思うので、そういう呼びかけをしてくださるようお願いします。

あとは、やっぱり緑があるというのは、このね、暑いときも、やっぱり木陰だと全然温度が違いますし、歩いていてもね、ちょっと木陰のほうを歩いていこうかなと思うのが通常です。気温を下げるとかいろんな大きい効果があります。それから、ゲリラ豪雨とか、やっぱり土砂崩れも心配されるので、やっぱり樹木があって、やっぱり根を張っていただければそういう被害もないというふうに思うので、緑化ができるカーボンニュートラルの取組とか、そういった災害を防ぐとか、いろんな効果があるんだということをやっぱり区民にお知らせして協力をしていただけるように、そういうお取組をお願いいたします。

以上です。

○名取委員長 ほかは。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。初めに10ページ、それから53ページにもちょっと今後の取組等の評価も出ていましたけども、民有地の緑被率のところなんですけど、微増ではあるんですが、増えているということで、よかったなと思いますけども、区では民間住宅の建築の際に、緑を少しでも植栽していただき、もらえるように努力義務というふうになっているとお伺いしましたが、この取組についてはどのように区としては評価されているのか、教えてください。

地域を動いていると、割と道路沿いに建て替えが、新築の戸建て住宅、また、マンションも含めて建て替えていく中で、やっぱり緑が増えているなというふうに見えるんですね。それから、また四季を通していろんな花が咲いていたりして、とてもいいなというふうに思っていますので、その点についてどうか、お考えか教えてください。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今、お話ありましたように、区ではこれまでも敷地面積が200平米以上の民有地の建築においては、条例に基づく緑化基準を満たす緑化計画書の提出をお願いしておりまして、緑化を促進してきたところです。この結果もありまして、これまで平成7年度緑被率16%ということで、一番低い数字でありましたけれども、現在、直近の令和5年度で19.1%ということで、緑被率も上がってきておりますので、効果が出てきているというふうに思っております。

また、今回、令和5年度に実施した緑地実態調査の結果からも、民有地における緑被率については上昇が見られておりましたので、そのあたりの効果は十分出ているかなというふうに考えております。

こうしたことも踏まえまして、今後は都市部において、この緑が担う役割ですとか機能であつたり、そのあたりを周知啓発を努めることで、より民有地の緑化に促進していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。お隣の豊島区とか他区に行ったときに、やっぱりこういうことをやってないんでしょうねと思うんです。だから、特に最近ほかの区に行くことも多いので、実感として、そういったことを感じていました。また、建て替えが進む中で、本当に先ほど申し上げましたけども、緑が目に入るといふのととても気持ちいいなというふうに思いますので、引き続きしっかり進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、32ページ、36ページのところになるかと思うんですが、公園の再整備については加速させますということで、これは継続した内容になっていると、前回の計画からなっていると思うんですけども、今回、それが加速するということで、これは本当に引き続き頑張っていたきたいんですが、特にその再整備を通して地域の景色が変わって、本当に町並みがよくなって、住民の皆様も喜ばれているなというふうに感じておりますので、この加速をしっかりと、さらに加速するのか、そこはどうなのか分からないですけども、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、それに伴って公園再整備基本計画の改定もするというのに、ここに書いていますけども、前回の改定の際の状況をちょっと確認したんですけども、そのときのニーズの把握については、利用実態調査、各公園でどういった方がどの時間に利用しているのかの調査、

それから、文京区政に関する世論調査、それから、保育園等子育て支援施設へのニーズ調査を基にして計画策定に当たられているということでした。そのときからまた区の住民の状況も変わってきているかと思えますし、特に子ども・若者の声もしっかり聞いていただきたいということもあるので、次のこの計画を変えるときには、しっかりそういった調査方法も工夫していただく必要があるのかなと思いますけども、この点いかがでしょうか。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 公園再整備の基本計画につきましては、このみどりの基本計画、令和元年度に改定しておりまして、これを受けまして、令和3年度に公園の再整備基本計画のほう改定しております。公園の再整備に当たりましては、地域の方との意見交換を丁寧に行うということが重要だと認識しておりまして、また、昨今では、子どもの意見を取り入れるようにというふうなお話も多くいただいております。昨年度、再整備を検討しておりました八千代町児童遊園などでは初めて、これまでは保育園だけだったんですけども、近隣の小学校にもアンケートをとったりなどしておりまして、今年度からも引き続き近隣の小学校のほうにもアンケートをとるなどしてございますので、今後も引き続きそういった地域の方や子どもの声も丁寧に聞きながら、再整備のほうは進めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。既に小学校にも聞いていただいているということで、よかったと思いますので、引き続き工夫してお願いしたいと思います。

37ページに、今後の方向性のところに、地域単位での公園機能の分担というふうにあるんですけども、これは具体的にはどういうことなのかお伺いしたいと思います。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 地域単位での公園の機能の分担ということでございますが、これまで再整備した公園ですとか児童遊園について、同じような整備というふうな話も受けたりしているところもございました。そうしたところから、より魅力を高めたり、また特徴ある機能を持たせられるように、その周辺の公園の機能と併せて、どういった機能をその公園に求められるかというところを丁寧に意見交換しながら、整備内容については検討していくようにしてございます。一例で申し上げますと、今年度、今、整備をしております湯島の切通公園については、これまで区の中央部から東側にかけて球技場がなかったんですけども、そうしたことでボール遊びできる場所がないというような意見、多く受けてたんですけども、今

回、切通公園については球技場を設けたりですとか、そうした地域の課題ですとか、そのあたりを的確に捉えて整備を進めているところです。また、球技場の設置となると面積も多く必要になってくる場所あるんですけども、そのあたりも機能分担の考えを取り入れることで、一定、これまでよりも小さいところでも球技場の設置ですとか、そういったことも考えられるかなと思いますので、そうした視点も持ちながら検討のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 よく分かりました。ありがとうございます。そうした視点で機能分担して取り組んでいくということ。また、切通公園でもボール遊びができる籠をつくるということですけども、地域の皆様にも評価いただけるものかと思います。

それと、地域の保護者の方からよくいただくお声で、やはりボール遊びの中でも、やはり未就園児はそういった遊びは大丈夫なんですけども、やはりちょっと小学校、また高学年ぐらいになってくると、なかなかボール遊びができないという、ルールが様々あって。これまでに区の説明ですが、球技場ということで、区内に9園、10か所あるということで、そうしたところに籠をつくって競技ができるようにしているということだったんですけども、これを今後もやはり増やしていただいくことが必要かなと思いますのでお願いしたいのと、ただ、ちょっとこの球技場については、このように普通の公園とは違う形で整備しているんですよということを、地域の保護者の方、なかなか御存じないのかなというふうに思って、なのでちょっとルールをね、ちょっと厳し過ぎるんじゃないかというお声をいただいたりするんですけども、その辺の周知といいますか、理解をしていただくことと同時に、そういったボール遊びができる場所を積極的に増やすということが重要かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、すいません。お願いします。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今、宮本委員からお話ありましたように、区のほうで球技場以外でのボール遊びは、他の公園利用者の安全確保という観点から、今、禁止をしております。しながら、区のほうで、区内でボール遊びできる場所というのが限られておりますので、そうした場所を増やしてもらいたいという要望が多く来ているのは現状でございます。このため、先ほどもお話ししましたように、再整備工事などに合わせて競技場の増設についてはこれからも引き続き検討してまいりたいと思っております。

また、利用者のルールというところで、球技場を設置する際に、地域の方々といろいろ意見交換をした中で、どういった球技をできるようにするかですとか、バットを使っていいですとか、そのあたりも整理しているところでございますので、そのあたりのルールが利用者のほうにもしっかり分かるように、そのあたりは周知啓発できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○名取委員長 よろしいですね。

ほかはよろしいですか。

じゃあ、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、目標値について伺いたいと思います。目標値19.0%、結果として上回っていたということなんですけれども、先ほどもお話が出ていたように、東大の緑が成長したこと、また、日医大の公開空地のガーデン、こちらは樹木ではない、なかったと思いますが、の影響で緑被率がアップしたというふうに伺っております。ですから、今後、管理次第で減ってしまうということは分かるんですけれども、だからこそ緑を増やそうという方向性は持っているので、目標値を引き上げてぜひ頑張るべきだと思いますけれども、管理を頑張ってこれからも維持していこうというのが目標というのはちょっと後ろ向きに捉えられてしまうんですけれども、増やすことが難しいというふうな見立てでもあるのかということと、どういう状況になったら引き上げるのかということと、何だっけ、検討委員会資料を読んだときに同じようなことをおっしゃられている方がいて、次回の改定ときには引き上げるかもしれませんみたいな御回答が書いてあったので、その辺の理由を伺いたいと思います。

そして、また東大が緑被率をぐんとアップさせてくれましたけれども、東大もこれから建物の更新などの時期を迎えていくと思います。開発に樹木伐採はつきものなんですけれども、樹木の保護はしてもらえそうなのか、そういうことも伺いたいと思います。

そして、ヨーロッパのほうでは、これまでの委員会でも申し上げてきましたけれども、地球温暖化対策、猛暑対策として、樹冠被覆率を上げることを目標にしていますけれども、区としても指標とすべきではないかと考えるんですけれども、伺います。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、緑被率の目標値についてでございますが、これまでの緑被率の推移ですとか区の取り組む施策などの効果を踏まえ、目標値のほうはこれまでも設定してきておりまして、そちらについては適切な目標値というふうに認識しております。計画改定前の平成30年度に実施した緑被率は18.4%で、その6年前の緑被率は18.1%ということで、

0.3%の上昇でしたので、この10年で0.6%上昇という数字は決して低い数字じゃないというふうに認識しております。

それから、目標値の引上げにつきましては、次回改定の際に直近のやはり緑地実態調査の結果を踏まえ、目標値については設定してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、東大などの樹木の保護というところでございますけれども、敷地面積が200平米を超えるところにつきましては、区のほうに緑化基準を満たす緑化計画書の提出をいただくんですけども、既存の樹木を活用いただく際には、高さ割る3をした数を樹木の本数とみなせるというところも緩和措置としてございますので、そうしたところで既存の樹木の保護を行うとともに、もし伐採があるようでしたら、ほかの場所で新たに樹木を植えられないかですとか、そういったお願いをしているところでございます。

あと、樹冠被覆率でございますけれども、樹冠被覆率は枝や葉が茂っている樹冠の投影面積が占める割合を示すものになりますけれども、緑地については、その空間の特性であったり、利用状況、防犯等を考慮しながら、場所に合わせて高木ですとか中低木、草花など、様々な植栽を採用しておりますので、樹冠被覆率という形で区の緑化の目標として設定する考えはございませんけれども、現在、暑熱環境の緩和の観点ですとか、そうしたところもございまして、樹木の樹冠による緑陰の確保については努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。ぜひ緑を増やす方向で頑張っていただきたいと思います。

続きまして、民有地の緑化についてなんですけれども、データを見ますと、低層建築群、高層建築群の緑被率が低く、また、接道緑被、緑化率が減っております。これは、敷地いっぱい建物を建てていて緑が少なくなっていることや、駐車場の設置などの影響で接道部の緑地が減っていることが考えられますが、民有地の緑被率を上げることが課題というふうにも書かれております。どのように上げていくのか。例えば、せめて接道部分に対しては緑化を強化してほしいという住民の方の声もあり、例えば200平米以上に加えて、接道20メートル以上などは、20メートル以上の場合には緑化計画書を同じように出すという条件を加えるなど、区としてできることもあるのではないかと考えるんですけども、区のお考えを伺います。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 民有地の緑化の誘導というところでございますけれども、これまでも、先ほどこちっと御答弁しましたように、敷地面積200平米以上の民有地の建築の際において、そういった緑化指導を行っておりまして、今後も引き続きそうしたところをしっかりと取り組むことで、民有地の緑化のほうは向上させていきたいと思っております。

また、緑の担う役割、機能、そういった部分も区民の方や事業者の方、そうしたところにしっかりと周知啓発をすることで、引き続き御協力いただけるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、接道緑化についてでございますけれども、接道緑化については、現在、基準の中で、通常の緑化よりも接道している場合については1.5倍、面積や樹木の本数換算できることになっておりますので、そこで一定、接道緑化のほうに誘導できているかなというふうには考えてございますけれども、よりその緑を感じていただけるように、接道緑化についても、その辺りの重要性をしっかりと周知啓発してまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 また、先ほどの200平米以上の緑化計画のところでもう一つ質問なんですけれども、緑化計画に基づく民間施設の緑化について、200平米以上の場合、緑化計画書を提出することになっておりますけれども、出していない場合、区としてどのように対応するのか、また、しないのかというのがまず一点。

それから、壁面緑化は減少とありますけれども、ありまして、また、屋上緑化の場合はやや増加とありますけれども、例えば水やりすることで屋上の床面の劣化につながるという課題もありますし、また、屋上緑化も今後は、先ほどお話あった太陽光パネルの設置に置き換わっていくことも考えられるんですけれども、区として壁面緑化や屋上緑化の推進のために何か考えていることはあるのかどうか伺います。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、緑化計画書が提出されていない場合ということでございますけれども、通常は建築確認の前にそういった事前相談があって、緑化計画書のほうが提出されているところなんですけれども、もしその際に提出されていないものがあった場合については、建築指導課のほうから、そういった200平米以上の建築案件に関しては情報共有いただいておりますので、提出されていないものについては、そこで区のほうから連絡をとり、提出するようにお願いをしております。

それから、屋上緑化や壁面緑化の実績が少ないというところでございますけれども、やは

り屋上緑化、壁面緑化については、設置後も植物を育成したりですとか、維持管理の負担がかかることですか、先ほどお話ありましたように、近年、太陽パネルのほうが設置が選択されやすいというところもありまして、なかなか新たに設置進んでないところの状況なんですけれども、令和2年度に1件申請をいただいております、昨年、令和6年度1件、今年度も1件、今、いただいておりますので、引き続き様々な機会を捉えまして、そうした屋上緑化ですとか壁面緑化に関して適切に区民周知を行うとともに、また、他区のそうした取組も今後研究して、より効果的なものがないかについては研究してまいりたいと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。やりたいという区民の方の支援をバックアップをこれからもよろしくお願いいたします。

次に、公園の緑の保全について伺いたいと思います。公園再整備、年4園のペースで頑張っていると思いますが、再整備の際に緑を伐採しなければいけないケースは多々あります。最近では意見交換会においても、親しんできた桜などの樹木を保全してほしい、伐採するならきちんと同数植え直してほしいなどの声が大きくなっております。公園再整備における緑の保全についての方針をまず確認させてください。

もう一つは、私もこれまで公園再整備及び公衆便所の再整備について、さらに加速化することを求めてきましたけれども、私も求め、これ、一緒に求めたいと思います。例えば地元の猫又橋際公衆便所及びポケットパーク、これずっと置き去りの状態なんですけれども、ずっと、5年前からずっと言い続けているんですけれども、いつ頃、整備の予定が見えてくるのかも伺います。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 公園の再整備の際の保全の考え方というところでございますけれども、まず、樹木に関しては、なるべくやはり伐採しないように考えていきたいところではございますけれども、一方で、再整備の機会でしかゾーニングですとかそのあたりも変えられないところもございますので、そのあたりの公園の利用用途ですとか、そのあたりを地域の方と丁寧に話しながら、必要最小限におさめて、抑えてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、猫又橋際の公衆便所につきましては、こちらが都道の拡幅部に当たっているということで、これまでも手をつけていないところでございますけれども、現在もまだそのあ

たりの詳しい予定ですとか、そういったところはいただいておりますので、現状のまま維持していくというところになります。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ポケットパークのほう、一時期は公衆便所がなくなるという危機もあって、その後、やっぱりそのまんまになっていることもあり、近所の人たちが樹木を、何か植物植えちゃったりして、これ持っていくみたいですみたいな貼り紙があったりとか、いろいろな成り行きが、これまでの経緯がありますので、できるだけ地元の皆さんも心待ちにしておりますので、早く今後の予定が見えましたら、すぐ教えていただきたいと思います。

あと、剪定について伺います。夏に日影がないと熱中症になってしまいますし、ヒートアイランド対策としても、樹木に負担をかけることになる強剪定は改めてほしいというふうにこれまで要求してきたんですけれども、ちょっと計画のほうも見せていただいてありがたいなとは思っているんですけれども、公園や街路樹の剪定についての今後の方針について改めて伺います。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 公園や街路樹の剪定についてでございますけれども、今、夏場に関してはかなりの猛暑もございますし、また、都市部の都市環境の改善という点からも、樹木の樹冠を確保するというのは非常に重要になってきているというふうに思っております。こうしたことから、これまでは維持管理の面から短く切っていたところもございますけれども、今後はそうした樹冠を確保できるような剪定というところで、東京都のほうで街路樹維持管理計画というところでも、樹種ごとに目標とする樹冠を定めていたりするようなものもございますので、そうしたものも参考にしながら樹冠を確保できるように努めてまいりたいと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。これまで区として3年に1回だったからこそ強剪定になってしまっていたということを改めてくださるということ、また、樹木の負担を減らしながら樹形を整えながらの剪定を心がけていただく方向になるということは高く評価したいと思います。

また、樹木医の活躍の場も増やしていただけるそうですけれども、倒木などの危険から安全を確保するとともに、樹木が健康を維持できるような小まめな丁寧な剪定を心がけていただくようお願いいたします。

最後に、目白台運動公園の樹林地の一部開放もこれまで求めてきたんですけども、こちらのほうは実現できそうなんでしょうか。状況を教えてください。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 目白台運動公園の樹林地でございますけれども、そちらの部分は急傾斜地にもなっておりますので、一般開放するにはやはり安全対策をした上での開放ということが必要になってまいりますけれども、現状、今、昨年と今年、樹木の伐採という、ああ、剪定のほうを行って整えているところでございますが、まだそうした急傾斜地のほうへの安全対策というところは対応していないところでございますので、今後、そうした部分も含めながら、一般開放については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

以上で報告事項の4の質疑を終了いたします。

続きまして、資源環境部から2件です。

初めに、報告事項5、文京区環境基本計画の改定についての説明をお願いいたします。

武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 では、資料第6号に基づきまして、文京区環境基本計画の改定についてを御説明いたします。

1 ページのほうを御覧ください。項番1の概要にございますとおり、環境基本計画につきましては、平成11年に策定し、前回の改正は、東日本大震災の影響を受けまして、国のエネルギー政策の転換等を踏まえまして、平成28年度に改定を行ったという状況でございます。現行計画が令和8年度までとなっておりますので、今年度、来年度にかけまして、本区環境基本計画の改定を進めていくというものでございます。今年度につきましては、区内の環境状況等の基礎調査を実施するとともに、国や都の環境行政の動向を踏まえまして、改定の方方向性を定め、改善作業を進めてまいります。

続いて、項番2、基礎調査につきましては、本年11月に、前回同様、区立の小・中学生を含む区民、団体、事業者に対しまして、環境に関する意識調査を実施し、基礎データを収集いたします。

項番3の改定に向けての検討体制といたしましては、こちらも従前どおり、学識経験者等で構成いたします協議会を設置し、検討を進める中で、区民向け説明会やパブリックコメントを実施し、区民等からの意見を求めるということといたします。

項番4の計画期間、それと項番5の検討組織につきましては、記載のとおりでございます。

次ページを御覧ください。項番6の今後のスケジュールでございますが、11月に基礎調査を実施した後、8年度に協議会等で計画改定についての議論をした上で、改定の概要が整ったところで説明会、パブコメの実施、再来年の2月の定例議会にて改定案を御報告し、3月には改定計画を公表いたします。

御報告は以上でございます。

○名取委員長 そのままだっけ。

次に、報告事項6、小型充電式電池の窓口回収事業及びプラスチック分別回収事業の取組状況についての説明をお願いします。

有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 それでは、資料第7号を御覧ください。

まず、1の趣旨です。小型充電式電池の窓口回収及びプラスチック分別回収、それぞれの事業の開始から5月31日までの実績を御報告いたします。

2、事業概要です。まず、(1)小型充電式電池の窓口回収についてです。事業開始日は記載のとおりです。

イの回収実績です。3か月間に回収した総量は2,297個でした。そのうち、JBRCへの引渡しは919個、残りの1,382個は全て売却し、それぞれ資源化しました。また、充電式電池内蔵製品を425個回収しており、その中で持込みの多かった製品としては、電子たばこが161個、イヤホンが61個ありました。なお、売却により、3月は32円、4月は724円、5月は1,739円の歳入がありました。

ウ、その他ですが、二つ目のポツにありますように、引き続きリチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池の危険性や、区の窓口で回収していることの周知啓発に努めてまいります。

2ページを御覧ください。(2)プラスチック分別回収事業についてです。

ア、イは記載のとおりです。

ウの回収実績です。2か月間の回収量は約322トン、回収日数は4月が26日、5月が27日ありましたので、平均回収量はそれぞれ5.62トンと6.51トンでした。1日の目標回収量を6.54トンとしているため、回収率は7月が85.9%、5月は目標値と近似の約99.6%でした。4月の回収量がやや少なかった要因としては、全ての地域でプラスチック回収日の前日が可燃ごみの収集日であったことから、1週目はプラスチックをこれまでどおり可燃ごみとして出された家庭が多かったためと推察しています。このことを裏づけるように、週が進むにつ

れ回収量が増加し、日によっては7トンを超える日もありました。5月末時点での本区の平均回収量は僅かに目標量に届いていませんが、ほぼ同程度であることから、中間処理を委託している事業者からは、当該事業者が中間処理を請け負っている本区以外の5区と比べても、目標量に達するまでの期間が数倍早いとの評価を受けています。改めて区民のリサイクルに対する意識の高さを感じているところです。

エのリサイクル手法です。本年度はモデル事業で行った手法と同様のケミカルリサイクルにより、ガス化してアンモニアなどとして再利用されることとなりました。

オ、その他です。開始当初は多くの問合せをいただいておりますが、現在は落ち着いている状況です。また、適宜、分別回収への協力率やごみ削減量などを様々な媒体を通して発信することで、3Rに対する区民の意識向上を図ってまいります。

報告は以上です。

○名取委員長 ありがとうございます。

それでは、両方、両方ですね。まず、5からか。まずは報告事項5、文京区環境基本計画の改定について御質疑のある方。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。まず、改定に向けての意識調査のところですけども、11月に実施されるということでございますが、ちなみに前回のアンケート調査のときはどのような状況だったのかお伺いしたいと思います。より効果的なアンケート調査にしていきたいと思いますし、また、区民の皆様の環境への意識も大変に高くなってきていると思いますので、そういった点についても注意して工夫していただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 前回の意識調査の回収率というところでございますが、20歳以上の区民で46.3%、大規模事業者では70.4%、中小で44.2%、環境関連の団体のほうでは41.7%でございます。

なお、小・中学生につきましては、配布数、回答数と合わせておりますので、こちらは100%ということで取り扱っているという状況でございます。

この際の調査の結果というところで、こちらのほうで把握しているところでは、やはりこの環境問題に配慮した取組状況として、それぞれ皆さんおおむね実行率が高いというところでございます。また、希望する区の未来の環境というところでは、やはり区民や小・中学

生は快適な快適性ですとか安全な社会というのを求めているということでございますので、いずれにしても、かなり皆様関心、環境に関しての関心度が高いということはこの時点でもうかがえたという状況でございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。文京区の方の意識の高さが、高さがやっぱりすごいと思いますが、今回も工夫して調査をしていただきたいと思います。

それから、17ページのところ、あ、失礼しました。これ、こちらの、今のこの計画の策定したやつどうなったのかなと思ったんですけども、拝見すると、やはりこのときよりも、まだ数年しかたっていないんですが、そのときは2017年ですね、社会の意識の変化が大変にスピードが速いなと思ひまして、こっちの当時の表現が、もう今では大きく変わってきているようなところもありまして、特に気候変動による暑さ対策、災害対策が現在では急務となっていていきますけども、そうした内容については現行計画ではまだ入っていないですね。そういった点についても、新たに意識調査にも盛り込んでいく必要もあるのかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 委員御指摘のとおり、気候の変動というのはかなり以前よりも大きくなっているというところで、昨年、地球、地球温暖化対策の地域推進計画などの改定を進めたところでございますが、それに伴って気候変動の適応策についても、今後はこういった中にも深く取り入れていく必要があると考えてございます。

で、現行計画の中では、明確にというかですかね、詳しく載せているところではございませんが、32ページのところには、一応、熱中症・感染症予防の推進というところが一つございますので、こういったところも最新の今の取組などを踏まえたこの先10年の計画として、どのように道しるべとして入れていくかを協議会を通じて検討していきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひこの適応策ですね、こちらも大事になってきていると思いますので、よろしくお願いいたします。

適応策といいますと、もう今日も大変に暑いんですが、区に来る途中、やはり日傘を差している方多くいらして、やはり意識も、活用する方も増えているなというふうに思いました。そうですね、今回、区報に1面に男性の方、中高年の方ですか、普通、今ちょっとなかなか

使いづらいんじゃないかなという方に日傘を差しいただいた写真で、非常に印象が強かったなと思ひまして、広報、広報戦略課の頑張りもあったのかなと思いますが、反響はいかがですか。お伺いしたいと思います。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 今回の区報につきましては、委員御指摘のとおり、広報戦略課さんとともに、できるだけちょっとインパクトのある区報ということでつくっていただいている状況でございますが、紙面の構成だけではなく、やはり日傘というのが非常に有効であるというところで、こちらに関しては昨年の8月に大学の学生さんを含めたワークショップというのを開催した中でも、やはり1人1本、日傘を持って、セルフ日影というようになちょっとキーワードがあったわけですが、こういったものの中で取り入れたという状況です。その反響としては、やはりおおむね、割とこう好感度が高いといひますか、よく捉えていただいているところもございます。中にはやはり、男性の中ではやっぱり日傘が苦手だといひますか、やはりちょっと、やっぱり抵抗感がある方もいらっしゃるということで、賛否はございますが、やっぱり熱中症対策としては効果があるということで、今年度はこの日傘というものをしていきたいというふうと考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。広報戦略課の方とも協力していただひて、いい周知啓発になったのかなと思ひました。

今の答弁の中で、大学とのワークショップの中で、セルフ日影という何か言葉があったという、なかなかいい発想だなと思ひます。なかなか中高年の方、使いづらいのかなと思ひますが、我が会派の先輩議員に聞いたところ、やはりちょっと使いづらいというふうに言われていましたよね。やっぱり率先して私たち区の職員さん、また議員が活用していくことが大事なのかなと思ひますけれども、そうした、ある意味、影響力のある人が使用することも重要ではないかと思ひますけれども、この男性の日傘使用についてどう推進していくのか、今回の区報がその象徴だったと思うんですけども、何かほかに推進策があるのかどうかお伺ひたいと思ひます。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 8月に例年、クールアースフェアといひまして、環境に関する啓発イベントを実施するところでございますので、そういった中で日傘の体験というのを通じて有効性を感じていただきたいというふうと考えております。もちろん、今までですと女性の方が

中心だという少し思い込みですとか、そういったところもあるかと思いますが、使ってみると非常に有効だということで、ホームページも区報も同じなんですけど、若い男性職員、ちょっとうちの職員に協力してもらって、どれだけ気温差があるかというのを明示しておりますので、そういったところも具体的に示しながら、暑さ対策の有効な手段として利用していただきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。気温差が大変に違ってくるというのは今回の区報のところにも書いてありましたので、しっかり私も率先して活用していきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○名取委員長 ほかに。

品田委員。

○品田委員 私も思い出しました。あの区報ね、最初、何のチラシかな、なかなか目を引く男性が日傘を持っていたので、はたとね、よく見たら区報で、すばらしいなというふうに思って、ああいう戦略もあるのかなと思って、さすがね、今度変わった広報戦略課長、すばらしいなというふうに思いました。

それで、こっちに戻りますけど、計画に戻りますけど、10年間の計画ということですよ。今の計画見ると、結構実現しているところがたくさんあって、食品ロス対策とか、マイバックもね、男性もちゃんとマイバックを持つようにもなったし、一つ一つね、チェックすると、あ、もうほとんど達成というか当たり前のような形になっているのかなという。つまり、地球温暖化対策の国内外の動きが早いということと、あと区民の意識が高いということで、ちょっと10年は長いので、一応10年の計画ですけれども、さっきのみどりの基本計画でしたっけ、も途中で評価をしたり見直したりをしているので、途中で少し評価や見直しをしてはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 議員御指摘のとおり、地球温暖化に対する対応という意味では、非常に温暖化のスピードがちょっと早まっておりますので、昨年、地域推進計画もちょっと改定したところでございますが、環境基本計画、環境全般の広い意味でのベースとなる計画でございます。温暖化以外に御指摘のあった資源循環ですとか、快適・安全面、それと自然環境等々含めて、結構、多分野にわたっているという計画でございます。一定、その方向性につきましては、中期のスパンで取組を進め、達成状況を確認していくというところの観点もあ

るかと思っております。平成11年に策定した際は、これ当初20年だったといったところで、それを次の改定の際に10年短くしているところもございますので、今後、協議会の中でこの計画期間の在り方ですとかについても議論しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 結局、そこにぶら下がる個別計画もどんどん更新されていることもあるので、途中でやっぱり中間で見直しをしたり、個別計画でいろんなものが生かされるように、事業とか生かされるようにしてもらったほうが大きな目標だというふうに思うので、その辺はバランスよくというか、タイアップするとか、したほうがいいのかなどというふうに思っていますので、御議論をよろしくお願いいたします。

以上です。

○名取委員長 ほかは。

じゃあ、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、環境状況の基礎調査の内容について伺います。基本的には文京区環境基本計画の資料編に掲載されている意識調査を踏襲して、平成29年度のデータからの経年変化などを見ていくものだと思いますけれども、あれから皆さんもおっしゃっているように、時代が変わっており、今ではプラスチックごみの回収も始まっていますし、公共施設での再生可能エネルギー100%を実行していたり、LEDに置き換えざるを得ない状況になっていたり、環境状況が随分変わりました。環境への取組の状況などを尋ねる設問なんかは、ちょっとやっぱり今見てもかなり古いなというふうに思ってしまうので、変えていく必要があると思うんですけれども、どのように変えていくのか方向性だけでもお示してください。また、設問などについて今後の建設委員会に諮られたりするのでしょうか、お伺いします。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 環境基本計画につきましては、意識調査の中では、やはり経年変化で皆さんがどのように捉えているかということを中心に確認をしながら、設問自体には最新の情報をちょっと含めたりする点もございますが、もう当然、その回答率というかに影響を与える部分もありますので、その辺のちょっとバランスを見ながら調査のほうは実施していきたいというふうに考えてございます。

また、調査の今後の取扱いでございますが、前回の調査を踏まえまして、調査結果ですとか調査の項目について改めてこういった委員会での報告は現在予定してございませんけれど

も、内容がちょっと確定した段階で、恐らく報告書を作成する段になっていたと思いますが、区のホームページでその結果をお知らせするという事で進めさせていただきたいと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 設問は委員会にかけられず、もうできちゃって、その後の結果は適宜見れるという形でよろしいですかね——はい、分かりました。

続いて、もう一つ質問があるんですが、現状の環境基本計画には、都市マスタープランでも見直しの重要なポイントだった安全や大規模災害への対応、防災まちづくりの視点が弱いように見受けられました。環境基本計画改定協議会に防災課も入っていませんけれども、入れるべきではないでしょうかということと、また、ユニバーサルデザインの視点もあまり見当たらないように感じたんですけども、次の計画には必ず取り入れていただきたいですし、むしろ強化していくべきだと考えますけれども、区のお考えをお示してください。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 検討組織の(2)に環境問題の連絡幹事会ということで、区の管理職中心の会議体のほう、こちらのほうで検討していくところになってございますが、この、何というんでしょうか、会員の中には、各部の庶務担当課長が入っております。ですので、この環境基本計画の改定については、各部の庶務担当課長からこの改定状況をお知らせいただいて、それを我々が収集していく形になりますので、防災面については総務中心になりますけれども、場合によって、必要に応じて防災課長に、あ、すいません、現在、防災危機管理課長になりますが、御出席いただくことも可能だと考えておりますので、必要な検討は進めていきたいと考えてございます。

ちょっとユニバーサルデザインの取扱いにつきまして、現行の中で恐らく入ってないかなというふうには捉えてございますけれども、この環境基本という中で、新たな考え方で必要かどうかについても、この検討組織の中で議論を進めていきたいというふうに考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 地球温暖化推進計画や都市マスタープラン、あと景観計画、みどりの基本計画、アカデミー推進計画などの、地域防災計画もそうですけれども、エッセンスを集大成したものが文京区環境基本計画になると思いますので、ぜひ都市マスタープランでも重要なポイントだというふうに何度も取り上げられていた安全面、災害対策、また、ユニバーサルデ

ザインの視点も取り入れてくださいますようお願いいたします。

○名取委員長 よろしいですか。

以上で、報告事項5の質疑を終了いたします。

次に、報告事項6、小型充電式電池の窓口回収事業及びプラスチック分別回収事業の取組状況についての御質疑ある方はどうぞ。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。私も先日、この充電池は大量に捨てさせていただきまして、ありがとうございました。

質問は、これはプラのほうなんですけども、プラに関しては、この回収量等々は順調だということなんですけど、そちらの質のほうというのはどう見ていらっしゃるかというのをちょっと聞きたいんですけれども、何かまだ最初の、多分これは初期のときだったと思うんですけど、結構何か御近所の方に、何かあの人の出し方が悪いとか、何かそういう告げ口をさんざん聞かされまして、やっぱりまだ慣れてない方がいるということなのかなとは思っていたんですが、これ実際、多分、中間処理のところでは開けて、汚れがひどいものをはじいたりとかってしていると思うんですが、定量化できるか分からないんですが、他区とかのごみと比べて、そこら辺の質というか、そこら辺はどんな感じでしょうか。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 質につきましては、令和4年度にモデルでやったときには、残渣という、可燃、不燃、粗大とかそういったものの含まれる率が9%、9%ということで非常によかったんですけど、実際に始まってみますと、他区とあんまり変わらず、13から15%ぐらいの残渣の量になっておりますので、他区と比較しても悪い状況ではないということでございます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 他区と比べて悪くなかったのはよかったんですが、何か今後それをより改善する方法って何かあり得るんでしょうかね。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 先日の本会議でも区長から答弁していただきましたように、残渣の少ないより良質なプラスチックを回収するべく、今後、また秋口に、昨年度行いましたごみの組成分析調査、こういったものも行いますので、分別協力率ですとかそういったものと併せて、よりよいプラスチックの分別の仕方、そういったものを改めて周知徹底を図ってい

きたいというふうに考えています。

○名取委員長 よろしいですか、依田さん。

じゃあ、品田委員。

○品田委員 プラスチック分別回収は代表質問でも伺いましたが、皆さん非常に協力度が高くて、さすが文京区だなというふうに思っていますが、説明、ちょっと二つ質問があるんですが、新聞で、プラごみ分別しても7割焼却みたいな、こういう記事があったりすると、あら、協力しているのに燃やしちゃうのみたいな感じのちょっと記事があったので、ちょっと気になっているので、この辺のことを含めてですね。説明会のときに配っていただいたこの4月からのこのチラシの後ろのほうに、現在は焼却しているけども、7月からは、ここに書いてあるように、リサイクル工場に行ったり、パレットになったり、いろいろ書いてあるんですが、目標値が書いてあって、自分たちが協力して分別をすると環境に寄与していることに、非常にCO2削減に寄与しているんだなという実感がですね、やっぱり欲しいわけですね。ああ、こうやって一生懸命分別すると、先ほど、ガス化してアンモニアの製造に主に上げられるというふうなお話があったんですけど、もうちょっとこう具体的にですね、区民にお知らせしたほうが、より分別の意識が高まったりとか、環境問題への取組になると思うんですけども、ちょっとこれだけだとちょっといかななもの、いかがというか、もう皆さんが目標達成の意欲が高いので、次の何かステップというか、環境に優しいことがこんなにいいことなんだという、皆さんの御協力でこんなにCO2削減に生かされているし、実感が、戻ってくる実感がぜひ欲しいなというふうに思うんですが、その辺は先ほどの新聞も含む、新聞記事も含めていかがでしょうか。

○名取委員長 有坂清掃リサイクル課長。

○有坂リサイクル清掃課長 まず、初めの新聞の記事についてですが、多分あれは全国的に見たときに、その記事の中にも書いてありましたが、マテリアルリサイクルをする工場自体が大分減ってきているというようなことも書かれていました。実際に今年度、ケミカルリサイクルを行っていますが、ケミカルリサイクルを行っている工場自体も少なくなっているような状況でございます。ただ、23区もそうですし、文京区で分別回収したプラスチックにつきましては、残渣を除いた有効にリサイクルできるプラスチックにつきましては、100%リサイクルをしている状況ですので、その72%を燃やしているということではございません。

あと、CO2削減にどのぐらい区民の方々が御協力いただいているかというところなんです。実績からまず申し上げますと、4月、5月、この2か月で回収させていただいた量に

対しましては、170、4月が173トンぐらいのCO₂の削減、5月が226トンぐらいのCO₂の削減を図っていきまして、削減割合が、目標としているのが、先ほど委員お持ちのこのチラシにもありますが、年間で2,981トン、これに対しまして、2か月で約13.41%の削減効果があったということでございます。ですので、四半世紀が、あ、四半期ごとがいいのか、半年ごとがいいのか、ちょっと検討してまいります、要所要所にこういった結果につきまして区民の方にも区報やホームページ、そういった様々な媒体を通して報告していけたらいいなというふうに考えているところです。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 何かパーセントで示されるよりね、何かどういうものに置き換わっているのかとか、それから、9月にということなんですけど、今、2か月、2か月ちょっと協力して、結構、まちの話題としてはそれで盛り上がっていきまして、どうなっちゃうんだろうねとかってこう聞かれたりもするわけですよ。分別してどういうふうによくなったんだろうねというのは、知りたいねというのは区民のお声ですし、プラはやっぱりかさが、可燃ごみに比べてかさがいっぱいですよ。倍ぐらいあるのかな、燃えるごみの。だから、もうちょっとこう小まめに切ってかさを減らすとか、そういう協力もしてもらおうとか、何かこう一生懸命にこう、初期段階は、始動段階はいいんですけど、もう一步、区民は多分何かを御提供いただければもっと協力するような気がするのと、それをするによってCO₂がどういうふうに削減されて、これはアンモニアの製造になると飼料とかいろいろ、畑の飼料になったりとか、炭酸、コーラとかサイダーになるとかいうお話は聞いたんですけども、何かそういう具体的にイメージが湧くような、CO₂削減が13%ということではなくて、何かこう目に見えるというか、実感ができる形で協力が生かされているんだなというような表現をしたほうがよろしいんじゃないかなという気がいたしますので、そこはぜひ庁内でいろんなところの声も聞きながら、そのように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今、委員からもありましたように、本区のプラスチックにつきましては、今年度はケミカルリサイクルということで、ガス化ということをして、委員言われたように、アンモニアに生成されます。アンモニアに生成された後は、家畜の飼育とかそういったものに重要な役割を果たすアンモニアになったりとか、あと、炭酸飲料水の中の泡の部分ですね、に二酸化炭素を注入しているんですけど、そういったものに置き換わっている

というような状況です。

また、分別されるときに細かく切ってというお話もありましたが、中間処理施設ですとか、あと、容リ、容器包装リサイクル協会に確認しますと、あまり細かく切ったりとかすると、どうしてもベールというものにまとめるんですけど、まとめるときに細かいと崩れて落ちていってしまうみたいなんですね。あとはひも状の状態ですと選別する際の機械に絡まってしまって、うまく選別ができないようなことになるということで、そういった報告も受けていますので、そのあたりもより詳しく皆さんに御周知できるようにしていきたいというふうに考えています。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。初めに、小型充電式電池の窓口回収についてですけども、本当に3か月で大変に多くの回収があったなというふうに思います。実施していただいてありがとうございます。今までずっとたまっていたものを一気にお持ちになったのかなと思いますので、非常に多いのかなと思うんですが、二つの窓口で実施していただいたと思いますけども、シビックセンターと清掃事務所の播磨坂ですかね。それぞれどれぐらいの回収だったんですかね。やはりシビックが多いんでしょうか。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 そうですね。ややりサイクル清掃課の窓口のほうが多いというような状況ではありますが、そんなに大きく変わっている状況ではないというふうに思っています。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。地域の方からいただくお声の中で、やはりちょっとシビックが遠いとか、清掃事務所が少しあるなというのもありますので、検討していただいていると思いますが、窓口をもうちょっと分散していただけたらと思いますので、こちらは御検討いただきたいと思います。

それから、プラごみの分別についてです。これについては、やっぱり先ほど品田委員からもありましたけども、地域の皆様も関心が高くて、頑張っているというような話がありまして、うちの家庭も、もう生活の一部になってきました。先ほど品田委員から、これを実施したことでどれぐらいのCO₂削減につながったのかを区民の皆様にお示ししていくことが大事じゃないかとおっしゃいましたけども、本当にそのとおりだなと思いますし、やはりこの頑張って協力してくださった方々に、まずは感謝の気持ちを大きく発信していただくことが

大事だなというふうに思いますので、それによって区民の皆様も協力してよかったというふうに思うかと思しますので、いかがでしょうか。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 まず初めのリチウムイオン電池等の小型充電電池の回収につきましては、今、窓口2か所ですけど、平日は両方の窓口で回収ができるのと、あと、土曜日は播磨坂清掃事業所でも回収できるということで、場所は少ないんですが、週に6日間は回収できる状況にはなっているという状況ではございます。ただ、やはり、ほかの区では集積所回収とか、そういったこともやっているところもありますが、文京区では、リチウムイオン電池をより安全に回収するために窓口回収している状況でございますので、安全に回収できるという状況を確認できましたら、今後は地域活動センター等、少しずつ広げていければというふうに、今、考えているところです。

また、プラスチック分別回収、非常に区民の方、御協力いただいておりますので、そのことにつきましても感謝の気持ちを、先ほどからありましたような回収実績ですとか、どういったものになっているとか、CO2の削減がどのぐらいかとかということと併せて、今後、区報等で御報告といたしますか、載せていければいいかなというふうに考えています。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。本当に各家庭で、これがきっかけでちょっと小さな争いになったりとか、そんなこともあるそう、あるみたいでして、それは違いうだろうとか、そんな話にもなっていますので、区民の皆様の御協力しっかりしていただいているということに感謝していただきたいと思います。

また、充電電池の回収窓口については、安全をしっかり確保していただいて、地活などでの窓口も検討いただきたいと思います。

最後に、今回、このプラごみ分別の回収でちょっと気づいたといいますか、まちを走っていて目についたのは、ごみが結構、ちょっと風があるだけで飛んじゃうみたいですね。割と、やはり普通のごみよりもちょっと軽いからかと思いますけども、割と散乱している状況が見えたので、この点、何か対応していただく必要があるのかなと思います。いかがでしょうか。

また、プラごみなんですけども、カラスが間違えて、間違えてというかですね、つまみ出している状況も幾つかありまして、そうした点も、ちょっと町並みに散乱している、普通のごみのときよりも何かそういう状況が見受けられましたので、何か対応していただくことが

必要かなと思いますけども、いかがでしょうか。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 昨年度も、このプラの分別回収始まる前にも、区民説明会の中で説明をさせていただいておりましたが、今、委員おっしゃいますように、プラスチックごみ非常に軽いので、風が吹いたりすると飛ばされてしまう状況があります。ですので、そういった際には防鳥ネットを御活用くださいということで御案内をしておりました。使われてない集積場もあると思いますので、ぜひそういったものをリサイクル清掃課の窓口でもいいですし、文京清掃事務所とか、地域活動センターでも貸出ししていると思いますので、御活用いただきたいというふうに考えております。

あと、カラスなどが間違っ来てしまうということについては、なかなか対応が難しいところではありますが、できるだけ、先ほどもありました残渣の中に生ごみ的なものですか、あとは例えば臭いの強烈な納豆の容器、あれを軽くすすいだものはプラとして回収しますということで御案内をしています、あまりにもねばねばがついたり臭いの強い状態であると、どうしても動物寄ってきってしまうと思いますので、そういったものは可燃のほうに出していただくとか、そういったことで御対応いただければというふうに考えています。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。あ、なるほどと思いましたが、今回、プラスチックということで、もしかしたら集積所に出す皆様、油断してネットを置いてなかったのかなということも感じました。そういう意味では、しっかりプラごみもネットをしてカラス対策もしていく必要があるし、ネットをすることで飛ばないようになるということでしたので、私からも身近なところには周知していきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○名取委員長

小林副委員長。

○小林副委員長 ちょっと重なるところでもあるんですけども、プラスチック分別回収も定着しつつあることがうかがえますけれども、いまだどこまで洗っていいのか分からないということとか、水の無駄ではないかというような御意見もよく寄せられております。私自身も、正直、プラごみについていて剥がれないシールこのままで大丈夫なんだろうとか、迷うところはあります。当初、区民の皆さんから問合せが多く寄せられたとここの報告書に書いてありますけれども、どのようなものがあつたのか教えてください。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 始まってすぐはなかなか回収のほうもちょっと戸惑いがあったりとかして、実際に出していただいた、あと、場所も可燃・不燃とは違う場所に資源を出しているような集積所さんもあるんですね。ですので、そういったところで取り損ねてしまったりとかして、いつ取りに来るんだというようなことであったり、今、委員から、副委員長からもありましたように、どのぐらい洗ったらいいいんだというような問合せが結構あったところです。どのぐらい洗ったら、どのぐらい洗ったらいいいかというところですけど、先ほども言いましたが、軽くすすいでいただいて、納豆なんかですとぬるぬるがちょっと取ればプラとしてお出しいただくことは可能なんですけど、迷った場合には、シールがあまりにも剥がれない、結構についているなというような場合には、可燃のほうで捨てて、今までどおり捨てていただいて構わないです。結局、中間処理施設に行った際に、そこで分別をして残渣となってしまうと、結局は可燃ごみになってしまいますので、そこで迷われるのも時間をもったいないなというふうに思われたり、あとは水がもったいないなって思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、そこは可燃のほうに捨てていただいて、きれいなものをプラのほうに入れていただければよろしいかと思います。ただ、あまりそれをしていると回収量が減ってしまうので、洗ったりとか、拭いたりとかということも御協力いただけますと大変ありがたく存じます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 よく分かりました。たまにそういうQ&Aとか、多かったものとかも、もう一回おさらいするように広報もしていただけたらありがたいなというふうに思います。

それと、やっぱりプラスチックゴミ事業はかなりの予算がかかっているということを御指摘いただいたり、予算の割には効果が少ないのではないかなというような声も根強くあります。その他のところにありますけれども、プラスチック回収量や分別協力率、可燃ごみの削減量というだけではなく、先ほど品田委員もおっしゃられていたとおり、リサイクルの成果物だとか、例えばゼロエミッションへの積み重ねでここまでみんなで頑張ってきたよみたいな、そういうものが可視化できたり、モチベーションアップのために分かりやすくアピール、達成感も感じられるような何かアピールがあると、みんな一緒に頑張っているということと、これはもう世界的にこういうプラスチックごみの回収とかをしてリサイクルをやっていく方向性が決まって、国でもやるということが決まったから、もうやるんですというようなことも、ぜひ私の周りの予算の無駄と言っている人たちにもアピールしていただきたいんですけ

れども、広報をこれからも頑張っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 広報戦略課とも連携して、戦略的な広報が打てればいいなと考えておりますので、今後とも御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○名取委員長 よろしいですか。

以上で、報告事項6の質疑を終了いたします。

○名取委員長 これから、一般質問に入ります。

3名の方から、5問質問がございます。

それでは、まず、品田委員。

○品田委員 三つあります。まず、巻石通りの無電柱化工事について。この間、先日、二期工事の説明会があって、一期工事の終了を待たずして二期工事、今度は安藤坂寄りのほうですけども、行うということで、まず、巻石通り一期工事を行った経験として、文京区としてこの事業をどういうことを学んだのかということと、それから、次の、一期工事の経験やノウハウから、二期工事にはどんな点を配慮していくのか。特に変電機の設置については、今度、私有地の協力をたくさん求めていかなくちゃいけないというふうに思いますが、工事の短縮は伺ったんですけども、どんなノウハウや二期工事に向けての工事の配慮はどういうふうになっているのか教えてください。

○名取委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 今、巻石通りの二期工事の埋蔵文化財の調査を行っているところでございます。一期工事のときは、実際、道路を掘削して、掘削している途中に文化財が出てきて、そこで工事を一旦中断して、文化財調査を行ったという経緯がございました。それを踏まえまして、二期工事では、本体工事に入る前に埋蔵文化財工事を行い、ああ、調査を行いまして、手戻りのないように工期を組んだところでございます。また、道路の下に埋設しておりますガスや水道の埋設管の管理者と十分、一期よりも十分な協議を重ねて、なるべく移設の少なくなるような、そして手戻りのないような工程を組んで、二期工事に臨んでいきたいと思っております。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 一期工事は遅れましたけれども、いろんなノウハウがというか、こうやって進めたらいいなということが分かった、経験を踏まえたと思いますので、全部で30年もかかる

言われているので、ぜひ私の生きている間に、無理か、無理そうですけど、私たちの地域としてはやっぱり生活、生活道路ですし、子どもたちも通ったりとかしてね。大分一期工事のほうはきれいになって、あと音羽通りとつながってきたりとかしているんですけども、ぜひ安全に進めていただくようお願いいたします。

次行きます。裏の電気自動車の急速充電スタンド、平成27年に私どものほうで要望して、早急につけていただき、あれから10年、早いですね、10年たちました。利用している様子も見えたりするんですが、伺うと利用状況が大体年間2,000台、休みのときもあったので1,600、延べですけども、使われているということなのでうれしい話なんですけど、私も知らなかったんですが、この3月から24時間365日利用が可能になったということなので、もう少しPRをしてほしいな。出力も30キロから35キロになったということですので、CO₂排出量のね、実質ゼロの電力ですから、もう少しアピールしてもいいのかなというふうに思いますが、今後10年に向けてどうでしょうか。

○名取委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 丸ノ内線高架下の急速充電のスタンドでございますけど、委員御指摘のとおり、今年の3月から24時間365日御利用可能に変わったところでございます。現時点では区のホームページを中心に御案内をちょっとしているところでございます。それ以外にも民間のサイトでも取り上げていただいているところございますが、年間延べ約2,000台御利用ということで、引き続きこれの利用が伸びるように、周知のほうは今後も課内で議論しながら工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 今まで日中しか充電できなかったのが、例えば夜間とかね、仕事終わった後に来る方もいらっしゃると思うので、また利用が増えるのかなという期待をしていますので、PRのほうをよろしくお願いします。

三つ目、代表質問でも申し上げましたように、いろいろな環境対策の新築に関わるいろんな情報は知り得たり、また、義務化していただいたりしているんですが、代表質問でやった中野区の事例で、高齢者の、また障害者のバリアフリーの義務化をもう少し進めていただいて、後から改修したりとかということがないように、バリアフリーの住宅をストックするという意味でも、何かもう少し手だてがあったほうがいいんじゃないかなというふうに思って代表質問でやったんですけど、研究課題のような形になってしまったので、その辺を再度御要望したいと思いますけど、いかがでしょうか。

○名取委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 住宅に関わるバリアフリー化というところでございますけれども、今、委員からお話ありましたが、住宅の共同住宅の新築に際しましては、中高層の指導要綱ですとか、ワンルーム条例におきまして、努力規定ではございますが、そういった高齢者や障害者の方への配慮ということで、努力をしていただくことを求めている状況でございます。現状、徐々にそのバリア化は進んでいるという状況では認識はしてございますが、バリアフリー設備の設置は進んでいる状況というふうには認識してございますけれども、今後、新たにそういった必要な設備とか、そういったものをさらに進めていく必要があるといったときには、そういった研究を周辺区なども調査しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 周辺区の状況を見ながらじゃなくて、率先して、やはり新築で買った時は40代とか若いときなんだけど、自分が年を重ねたり、また親の介護とかいろんなことを経ると、あ、もっと最初から直しておけばよかったなってみんな多分思うと思うんですよね。バリアフリーにしておけばよかったなって。改修をするそのエネルギーとお金がかかることを考えると、若いときはいいかもしれないけれど、もう少し自分が年とったり介護をすることを想定して、きちっと事業者に対しても、そういうバリアフリーの住宅をストックをしておくということが、区にとっても、また、私たちの生活環境にとってもいいことだというふうに思うので、別に区がそんなにお金を使わなくても、先ほどの太陽光発電とかいろいろ、再生可能エネルギーの話じゃないですけど、つくるときはこういうところをもう少し配慮してつくっていただけたらいいですって説明をしていただいたりとか協力していただければいい話なので、決してそんな研究したりするあれでもないと思うので提案したので、言葉が詰まっているということは、ん、という形になっているということは、本当はしてあげたいのに、なかなかちょっと条件が整わないのかなと思ったりもするので、決して税金を使うようなあれではなく、逆に改修をするときに助成するほうが税金を逆に使うわけなので、そのところはぜひ早急に検討していただくよう、部長、よろしくお願いいたします。

○名取委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 研究というのはいろいろな状況もそうですが、今、区で進めているのはレトロフィットといいますか、改修の際の高齢者住宅への補助、こちらを中心に進めているところです。やはりその必要とされている方が必要なときに改修できるということも大切に

すし、品田先生おっしゃるように、最初から転ばぬ先の杖ということも大切ですので、条例化、もしくは義務化ということはその次のステップと考えておりますので、より良質な住宅がストックされる方策については、鋭意努力していきたいと思います。

○名取委員長 よろしいですか。

続きまして、依田委員。

○依田委員 定例資料のところの地域整備課の細街路の整備の事業なんですけど、細街路の拡幅整備の事業なんですけど、これ、令和6年度の実績出ているんですけど、何か妙に実績が少ないのですが、これは何か理由はあるんでしょうか。基本、受け身の事業ではあるとは思いますが、その理由が分かれば教えていただきたいんですが。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 昨年度につきましては、確かに御指摘いただいたように、例年に比べると若干整備延長、それから整備の面積も少ない状況でございます。ただ、これが建設工事のタイミングとかそういったものも影響しているのかなとは、一つあると思います。それから、昨年度は逆に年度末に依頼が多かった件数がありまして、今年度にその分を少し回している部分が正直ございまして、昨年度中の整備が年度末に集中した関係もあって、若干、今年度が逆に増えているというのが現在の状況かというふうには考えているところでございます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 了解です。じゃあ、別にこの事業が何というか終わりつつあるとかそういうことではなくて、単純に何かそういう期ずれとかも含めたということですね。

（発言する人あり）

○依田委員 いやいや、おっしゃるとおり、そんなにね、まだまだ細街路はいっぱいあるので。おっしゃるとおりというか、最初に申し上げたとおり、基本は建て替え等々がないとなかなか進まない受け身なところだと思うんで、引き続き、すいません、しっかりやっていただければと思います。

以上です。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、小林副委員長。

○小林副委員長 所管がまたがっているのでもちょっと質問しにくいんですけども、テニスコートの管理について伺いたと思います。

以前、区民の方から、テニスコートの利用に関する要望をいただいた際、竹早公園のテニ

スコートはアカデミー推進課で、目白台運動公園のテニスコートはみどり公園課が所管となっており、同じテニスコートの管理でありながら、それぞれに同じ相談をしなくてはならず、また、微妙に運用が違っていたりもして、そもそも所管がばらばらなのはなぜなのか疑問に思いました。まず、この理由をお伺いいたします。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 目白台運動公園のテニスコートにつきましては、公園管理者が公園利用者の健康増進やコミュニティの形成などを目的に公園施設として設置しているものとなります。一方で、竹早公園に設置されているテニスコートにつきましては、スポーツの普及振興を目的に設置されているスポーツ施設となっておりまして、それぞれ設置目的が異なりますので、各所管において適切に管理・運営しているというところになっております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 理由はよく分かりました。しかしながら、現在、竹早公園って、小石川図書館一体的整備において、テニスコートの課題もクローズアップされており、今後、テニスコートの面数なんかも検討していくにしても、その前に所管を一つに統一するなど整理するべきではないかということ強く実感しております。また、文京区にはテニスコートがそもそも足りないという声も根強くありますから、竹早公園のテニスコートはどうする、目白台運動公園のテニスコートはどうするなどばらばらで考えるのではなく、区内のテニスコート全体の課題として考えていく必要があるのではないかと考えますけれども、こちらは区のお考えはどなたに伺ったらよろしいでしょうか。お答えいただけるとありがたいです。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 竹早公園については、竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画のまとめにおいて、施設全体の運営体制については今後の検討課題としておりますけれども、そのテニスに関する部分をどうするかというところにつきましては、それぞれの考え方ございますので、そこはみどり公園課、スポーツ振興課、しっかり情報を共有、連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 じゃあ、やっぱりこのまま管理はばらばらで、当面続いていくということよろしいでしょうか。

○名取委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 先ほども御答弁しましたとおり、設置目的が異なっておりますので、

やはり各所管において適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 私としても、できるだけ小石川図書館のバリアフリー、早く直していただきたいなというふうにも思っておりますし、今後、今ちょっと中断しているワークショップなども、これから進んでいっていただきたいというふうに思っておりますし、動かない間に区民の方たちがやっぱりすごく声が大きくなってきたりとか、いろいろな質問も、質問や要望とかも多岐にわたってくるので、できるだけ分かりやすく、今後、動けるといいなと思いますので、私としては、テニスコートの管理、区内全体で考えていただくことを要望したいと思います。

○名取委員長 要望でよろしいですか。

○小林副委員長 要望です。

○名取委員長 それでは、以上で一般質問を終了いたします。

○名取委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 委員会記録について、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、以上で建設委員会をいたします。

午後 2時43分 閉会